

《研究ノート》

原子力災害補償専門部会（昭和33年）と
「原子力損害の賠償に関する法律」(2)

小　柳　春一郎

目　　次

はじめに

- (1) 原賠法立法過程の検討の必要性
- (2) 原賠法についての議論の対立
- (3) 原賠法の特徴
- (4) 本稿の特徴：我妻文書
- (5) 原子力災害補償専門部会の経過
- (6) 専門部会答申の特徴
- (7) 専門部会答申への大蔵省の留保：本稿の課題

1 原子力災害補償専門部会の概要

- (1) 原子力災害補償専門部会の設置
- (2) 原子力災害法制の周辺状況
- (3) 原子力災害法制と我妻榮博士

2 原子力災害補償専門部会の審議

- (1) 第1回昭和33年11月25日 中途まで前号（獨協法学89号）
- (2) 第2回昭和33年12月16日
- (3) 第3回昭和34年1月29日
- (4) 第4回昭和34年2月17日
- (5) 第5回昭和34年3月6日 以上本号

第1回の部会には、原産の中間報告書をはじめ、多数の資料が提出されているが、そのうちで注目すべきは、「第1回委員会資料第6号原子力災害補償専門部会審議事項（案）⁵⁸⁾」である。これは次のような内容である。

「原子力災害補償専門部会審議事項（案）

33・11・25原子力局

1 責任保険関係

(1)保険発足の時期, (2)保険引受限度額, (3)連帯保証, (4)免責条項, (5)プール制度と独禁法, (6)外国保険会社, (7)保険料率, (8)再保険, (9)引受拒否, (10)約款, (11)責任準備金, (12)事故の認定, (13)保険金支払の迅速, (14)有限保険金の支払技術, (15)他の保険との関連, (16)運送保険, (17)海上保険, (18)商法との関係, (19)その他

2 法律関係

(1)対象施設, (2)結果責任, (3)不可抗力, (4)過失相殺, (5)国家賠償法, (6)責任保険の強制, (7)協定との関連, (8)外国供給者の免責, (9)責任の統一, (10)求償権, (11)責任の制限, (12)時効, (13)災害認定, (15)人間評価の基準と限度額, (16)財産評価, (17)その他

3 国会補償関係

国家補償の是否」^(マニ)

以上のように、この文書は、具体的な審議事項及び問題点について詳細に提示したものである。しかし、後に最大の問題となる国家補償については、単に「国家補償の是否」としか言及していない。しかも、当初の大蔵省委員としては銀行局長（保険管轄）しかいない。国家補償問題を考える場合には、主計局の関与が必要であることを考えると、この時点では国家補償について、そもそもそ

58) 『我妻榮関連文書目録』119頁【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係 1) 「原子力災害補償第一回資料綴」: 1958. 6. 6~10. 22。なお、この「綴」とは1冊のバインダーファイルに編綴されているということである。

れを行うべきか否か明確な方向性を打ち出せないでいたと推測される。なお、この場合の、国家補償とは、損害賠償と区別された損失補償（憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」における「補償」）という意味ではなく、国民が受ける被害に対しての広い意味での国家による救済として位置づけられる。その形としては、被害者に対する直接の救済だけでなく、原子力事業者に対する援助を通じての間接的な被害者救済もありうる。

原子力災害補償専門部会の議論の流れを先に言えば、第2回から第4回までは、原子炉等規制法改正に関連した議論が相当の部分を占める。これは、原子炉等の設置の条件として、保険等の賠償措置を求めるものであり、広い意味での原子炉安全対策の一環である。これに関連して、賠償措置の具体的な内容である原子力保険についての議論も本格化していく。とりわけ、第4回から第9回までは原子力保険の検討が中心になる。その過程で、原子力保険は地震を担保しない、50億円までしか担保しない等の限界が明らかになる。そして、これと関連して、国家補償の問題について議論が本格化していく。我妻博士を中心とした委員は、国家補償に大きな期待を寄せるが、大蔵省主計局委員はこれに反対し、最終的には原子力災害補償専門部会の答申について、留保を行い、原子力委員会と大蔵省との調整がその後行われる。

こうした事態の推移を予言しているのが、（原子力災害補償専門部会の発足直後の）昭和33年11月1日の外務委員会での佐藤栄作大蔵大臣の発言である（第30回国会衆議院外務委員会第12号昭和33年11月1日）。これは、「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第三号）」等を議題としていた。既に述べたように、この条約は、原子力燃料について、英國側が免責を求め、これを内閣が受け入れるために相当の議論がなされていた。この条約の国会承認が議題であった。これに関連して、日本社会党の岡良一議員が、原子力災害は巨大になりうるものであり、「爆発したら大変なことになる」、「かりに東海村において起きれば、東京都民は緊急避難しなければならない」という事態が万一の場合あり得る」と論じ、最終的には国の補償

措置が必要であると論じた。

しかし、佐藤栄作大蔵大臣の答弁は、「国の責任を全部免れるという考え方ではもちろんございませんが、ただいま御指摘になりましたように四百トンだとか、こういう本格的なものを想定して、直ちに具体的な措置に入つておるという段階でないので、私どもはただいまそこまでの考え方を持つておりません。そういう場合も、大きなものの損害発生ということになればおそらく国自身も負担ができないという結論になるかもわかりません。」、「もちろん国家の最終的責任というものを感じておるわけでございます。しかしながらその最終的責任をいかに果していくかというところまで今日の段階では検討が進んでおらないということを実は申し上げておるのでございます」というものであった⁵⁹⁾。

59) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/030/0082/03011010082012a.html>, この答弁は、松本七郎（日本共産党）議員の「当然現在の時点において、特に災害補償の問題は万全の備えをやっておかなければならぬと思うのです。そういたしますと、免責条項を受け入れる以上は、やはり予想される危険を最大限に考えて、そうしてそれに対する対策を、保険とかあらゆる手を尽してもおそらくまだ足りないでしょうが、その足りない分は、国家が完全に見る、いかに膨大なものになっても国家が見るのだということをはっきりしなければ、これはうかつに免責条項は受け入れられないという結論になるのです。それでこの点を特に私どもは念を押してお伺いをしておるわけなんです。そうするとここで足りない分は全部国家が見るのだという保証は今は与えられない、こういう方針だと理解していいでしょうか」との質問に対するものであった。

原子力委員会は、こうした大蔵省の慎重姿勢とは異なっていた。例えば、第30回国会衆議院外務・科学技術振興対策特別委員会連合審査会第1号昭和33年10月28日（火曜日）。「（前田正男……自由民主党、1974年から76年まで原子力委員長……小柳注）私たちの知識では日本の保険の能力でもっては、幾ら民間が保険をやりましてもおそらく原子力災害として予想されるようなものを民間保険だけではカバーできない。当然民間がある程度の保険を負わなければならぬと思いますけれども、それでおおい切れないような災害の起った場合には政府がこれに対して補償するというふうな考え方方がなければ、この一般協定というものを成立さしても意味がないのではないかと思うのであります。一般協定は必ずしも動力だけではありませんけれども、し

佐藤蔵相は、財政を預かる立場から国家補償に慎重な姿勢を貫いていた。

ところで、法律案起草の審議会における我妻博士の卓越した能力については、『追想の我妻榮——険しく遠い道』（一粒社、1949年）において多くの証言がある。貞家克己判事（法務省民事局長を経て最高裁判事）の回想も我妻博士の立法作業におけるあり方を記しているが、昭和28年ころの法制審議会司法制度部会でのあり方について「快刀亂麻を断つ先生の議論」、昭和37年から39年のころの臨時司法制度調査会について「先生の周到にして入念なさい配」を論じ、昭和42年からの根抵当立法についても「既に古稀を迎えていたが、この立法作業については、先生の気迫、否むしろ執念ともいべきものをひしひしと感じさせられ」と述べている。もっとも、昭和42年秋の我妻博士の「胃潰瘍」入院加療の後について「さすがに耳は遠くなられ」と記しつつ、「最後まであの分厚なバインダー・ノートにメモをされていた」と伝えている。その間、昭和30年代については、「昭和31年からは法務省の特別顧問として、民法の親族編、相続編の逐条的な改正試案の作成、抵当権に関する問題点の検討、借地・借家法案の改正作業等に着手されていたのであり、この広範囲にわたる先生の御骨折りに思いを致すとき、改めて先生の偉大さに驚嘆の念を禁じ得ないものがある」と述べている。こうして見ると、原賠法案の作成当時は、我妻博士の立法

かし動力の問題が非常に大きな分野を占めると思うのであります。一つ政府としてもそういうふうな保険に対する保障、これについてはかたい決意でもって、大臣としてもそういう制度を、民間保険ではなくに國も責任を持ってやろう、こういうかたい決意を披瀝していただかないと、一般協定を成立さす意味がないのではないかと考えるのでありますが、もう一度大臣の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○三木国務大臣（原子力委員長） 各国とも民間の保険が国際的な再保険などもやって、そういう道もあるようですが、しかし御指摘のようなそれには限度があるわけでありますから、どうしてもやはり國も責任を分担するという線に沿うて研究してみたい。従ってこの協定でも国会を通れば、そういう保険制度の進んでおる国に原子力局から派遣をして、早急に各国の例等も検討して成案を得たいと考えております。方向としては前田委員の御指摘のような方向で考えてみたいと思っておりますのでございます。」

作業が油の乗った時期であったと考えられる⁶⁰⁾。

我妻博士の会議における巧みな運営ぶりは、この原子力災害補償特別部会でも、原子力委員会が我妻博士に期待していたと考えられる。また、いわゆる学識経験者・学者委員は、我妻博士に近い人達で、全員が東大法学部関係者である。しかし、後述するように、この部会では、我妻博士の運営にもかかわらず、大蔵省は、強固な反対を続け、部会は答申を出すが、大蔵省は答申への留保を明記することになる。我妻博士にとっては、議長として答申をまとめることも容易でない場合があったと考えられる⁶¹⁾。

60) 貞家克己「『設営を頼むよ』」「追想の我妻榮」220頁。

61) いくつかの証言を引用する。「我妻先生のお話を聴いていると、特有のなめらかな呂律で、すきとおったような聞き易い声で、率直、明快に述べられ、甚だわかりがよろしい。反対の意見に対しても、たくみに、やわらかく、説きふせてしまわれる。いつもそこにしっかりした理論があって、大抵の相手は自然に説得されてしまうようであった。」(沖中重雄「かけがえのない人」『追想の我妻榮』332頁(東大名誉教授、虎の門病院特別顧問))。

「我妻君によると、わたしは、いつかかれを評して、Enlightened Despotといったことがあるそうである。もちろん、単なる冗談にすぎないが、かれのリーダーシップぶりを考えるとき、この評があたっていいこともない点もあるように思う。……ぼくとは、ある一線を引きながら、いつもだいたい意見が一致した。もっとも、意見が食いちがう場合があることも、かれははっきり認めた。ぼく自身(我妻)はこう考えるが、君(宮沢)はああ考えるだろうとおもう、とかれはよくいった。そして、それが正確にあたっている場合が多かった。我妻君のこの特色は、会議の場合によくあらわれた。会議では、いろいろと議論がもつれる。めいめいが勝手なことをいい出す。こういう際に、かれがもつれた議論を巧妙にまとめる。乱れに乱れた議論を整理する。その整理が実にみごとに行われる所以、何人も納得する。こうして議論が論理的に整理され、会議がまとまるという次第である」(宮沢俊義「Enlightened Despot」同書93頁。)。

「立法活動に携わる審議会における先生の発言の態度は、反対の意見は十分述べさせながら、しかも、その反対者も納得せざるを得ないような——場合によっては反対者が引込みやすくなるような——建設的な発言で、意見をまとめて行くということが目立ち、その点では終始一貫されていたように思う。それはまことに稀有のタ

(2) 第2回昭和33年12月16日

以下では、まず、原子力委員会月報の記事内容を紹介し、それに続けて、議事録中の重要事項を紹介する。

レントであり、私など、傍でみていて、舌を巻かざるをえない場面が縷々あった。立会討論会のように、各人がただ言いたいことを言いさえすればよいという場面とは異って、ともあれ共同で何物かを生み出すことこそが期待されているこうした審議会のような場面では、先生のこうしたやり方は賞揚され、又誰かによって絶えず受けがれて行くのに値する態度であるといわなければならない。」（三ヶ月章「審議会における先生」同書253頁。）なお、三ヶ月教授の回想は、晩年の我妻博士は、耳の遠くなつたために、困難な状況もあったことを伝えている。これについては、鈴木竹雄「かけがえのないリーダー」（同書114頁）も、「議長ぶりは堂に入ったもので、委員たちに勝手に発言させているようで、実は巧みにリードして、結論にもって行かれた。ただ、晩年耳が次第に遠くなり、議長がかなりおつらかったようだった。あるとき、そばにいた私に『何をいっているのか。ちっとも聞えない』といわれた。私は、『つまらないことですから、聞えなくてもかまいませんよ』とお慰めしたが、先生は欣然とされないようだった。」とある。もっとも、これは、後年のことであり、昭和33、34年という我妻教授の立法関与がもっとも重要な時代には当てはまらないと考えられる。

なお、我妻博士とともに法務省特別顧問の職にあった岩松三郎元最高裁判事が次のように述べている。「私は先生があまりにも縷々、私に『君、立法は妥協である、妥協なくして立法はない』ということを言られたのを思い出したのです。その当時には私も先生のお言葉に賛成であったので『ええ、その通りですね』と答えて聞き流して居たのですが、今になって考えてみると先生が立法の為に働く法制審議会のお仕事のために守るべき一を捨て排除すべき二、三と妥協せられる時に、その精神の苦惱が先生の神経をどんなにか歪めたであろうことを想像したのです。先生が私にあんなに縷々繰り返し言られたあの言葉は先生の立法に対する悲嘆の叫びであったのかと思い直したのです。」（岩松三郎「法制審議会と特別顧問」同書316頁）。こうしてみると、我妻博士の信念のあり方と立法作業とは相当の緊張関係にあったものと考えられる。

ア. 原子力委員会月報の記述

原子力委員会月報第4巻第2号は、次のように伝える⁶²⁾。

「第2回（昭和33年12月16日（火）10：00～12：40）⁶³⁾

議題

1. 今後の運営方針

- イ) 日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会について
- ロ) 原子力保険プール結成準備委員会について
- ハ) 原子力に関する法律問題について

2. 原子炉等規制法一部改正について

議事内容

今後の運営方針決定の参考とするため、従来調査研究をおこなってきた日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会、保険約款等の立案審議をおこなってきた原子力保険プール結成準備委員会および文部省科学研究費を受けて研究を進めている東京大学法学部の原子力に関する法律問題についてそれぞれ担当者から活動状況、今後の進め方等について説明があり、また事務局から原子炉設置者に災害補償のための措置を講ぜしめることを目標とする原子炉等規制法一部改正案について報告があった⁶⁴⁾。」

ここに示されたように、第2回では、原産による『中間報告書』による検討事項と原賠法（従業員災害及び被害予想）、原子力保険の意義（人身損害、引受け能力）、原子力開発と東大法学部、原子力損害賠償と不法行為理論、原子炉

62) 審議録は、資料として重要度が高いと考えられる。審議が何を論じたかだけでなく、審議が何を論じなかつたかも明らかにする必要がある。審議で論じていなかつたらと言って、我妻博士は考慮の外に置いたというわけではないにせよ、審議で論じていなることは、多角的な検討の対象の外に置いたことになる。このため、本稿は、審議内容の要約的紹介だけでなく、必要な限りで注において原文の紹介を行う。

63) 出席者は、専門委員として、我妻、鈴木、星野、竹内、福田、早川、長崎、杉村、同代理として、松本、後藤、原子力委員として、有沢、石川、原子力局として、法貴、島村ほか担当官である。

64) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N02/19590206V04N02.html>

規制法改正などが問題になった。以下では、議事の紹介を行う。

イ. 原産報告書（従業員災害と被害予想）

第2回部会の冒頭で早川淳一日本原子力産業会議調査部長⁶⁵⁾は、原産の『中間報告書』を中心に説明した⁶⁶⁾。そこで、①従業員災害、②被害予想が議論になつた。

65) 早川淳一『原子力（日本の産業シリーズ〈第9〉）』（有斐閣、1960年）は、原賠法について「産業界としては当初、原子力開発が一国の経済の消長を左右するほど重要なものであるから、原子力産業育成のために原子力事業者の能力をこえた部分の損害賠償は国が行うという“国家補償”を要求し、原子力委員会も同様な意見であったが、財政法上の問題もあってか“国の援助”と定められたのであった。……しかしながら、原子力関係法規の総仕上げともいべきこの法律が成立すれば、公衆に与える安心感も大きくなり、従来とかく問題をおこしがちであった原子力施設の設置も推進されよう」と論じている（184頁）。

66) 第2回の議事録は次のとおりである。

「議事経過

(1) 今後の審議運営方針について

(イ) 原子力産業会議原子力補償問題特別委員会について

（早川）産業会議の補償問題委員会については前回配布資料(7)としてお配りしている。昨年8月から原子力補償について研究してきたが、本年2月中間報告をまとめ、同時に政府に要望を行った。

なお11月21日に委員会を開き、今後の運営方針を審議したが、最終的にはこの専門部会の動向などを見定めた上で決定することになり、一応来年2月頃までに補足研究を行い、完結させたいと思っている。その際英國の補償法案、ハーヴィード・レポートを中心に研究を行い、また従業員の災害についても重視したい。

また災害の評価が補償問題の基本になるとみられるので、何らかの形でこの研究を取り上げて行こうと思っている。

（有沢）従業員の問題は労働省でやっているのか。

（島村）現在やっているとはいえないが、当然労働省が採上げる予定である。

（我妻）ここでは採上げないのか。

(ア) 従業員災害

①早川原産部長は、従業員災害の問題についても検討を進める意向を示した（「また従業員の災害についても重視したい」）。この点、我妻博士も従業員災害について法で規定すべきであると論じた（「(有沢) 従業員の問題は労働省でやっているのか。(島村) 現在やっているとはいえないが、当然労働省が採上げる予定である。(我妻) ここでは採上げないのか。(島村) やはり一応技術的な問題であるので、この部会では当面採上げるには外にあまりに仕事が多い。(我妻) 若干問題が異なることは判るが……住民の災害と同じではないか。」）。

しかし、科学技術庁側の島村調査官は、これについて消極的であった。労災保険との関係があることなどを理由に「第三者の災害とは異なる」と指摘した（「労働者の災害は、従来の労災保険その他の対象となるもので、第三者の災害とは異なると思う。」）。

こうした科学技術庁の方針は、最終的に貫かれた。従業員被災問題は、1961年の原賠法成立時点では規定がなく、原賠法原始規定第2条には、原子力損害の定義について「当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害」を除くとの

(島村) やはり一応技術的な問題であるので、この部会では当面採上げるには外にあまりに仕事が多い。

(我妻) 若干問題が異なることは判るが……住民の災害と同じではないか。

(島村) 労働者の災害は、従来の労災保険その他の対象となるもので、第三者の災害とは異なると思う。事故時以外に第三者に影響を及ぼすものは設置を許可しない建前である。

(早川) 災害の評価の問題の中には事故発生の確率、災害の範囲等の問題が含まれている。

(石川) 確率、災害の範囲等全く仮定の問題は当面研究が難しいのではないか。

(我妻) 実際にはまず法律を作って、それらの研究が進んだら固めて行ったらよい。

(有沢) 米国で何か仮定に基いて災害を評価したようだが。

(法貴) AECが委託調査で炉内放射能の半分が放出されたと仮定して評価を行ったものであるが〔前述の被害報告書のこと……小柳注〕、これは5億ドルの国家補償をつくる援護射撃と考えられる。」

文言があった（第2条第2項ただし書）。原賠法は、第三者被害問題が中心的関心であり、原賠法制定の理由が原子力施設周辺住民と原子力産業の不安の除去にあったことが関連する。後に、従業員被災問題は、原賠法昭和54年改正（昭和54年法律44号）で第2条第2項ただし書から「及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害」が削られることになり、原賠法の対象に含まれるに至る。

(イ) 原子力災害の評価

②早川原産部長は、原子力災害の確率、範囲の問題についても検討を進めたいと説明した（「また災害の評価が補償問題の基本になるとみられるので、何らかの形でこの研究を採上げて行こうと思つている。」、「災害の評価の問題の中には事故発生の確率、災害の範囲等の問題が含まれている。」）。これについて、我妻博士は、この段階では必ずしも積極的ではなかった（「（石川）確率、災害の範囲等全く仮定の問題は当面研究が難しいのではないか。（我妻）実際にはまず法律を作って、それらの研究が進んだら固めて行つたらよい。」）。

そして、議論の中で米国による事故予測への言及があった（「（有沢）米国で何か仮定に基いて災害を評価したようだが。（法貴⁶⁷⁾）AEC[1946年に創設された米国の原子力行政の中心機関である米国原子力委員会（Atomic Energy Commission⁶⁸⁾] ……小柳注] が委託調査で炉内放射能の半分が放出されたと仮定して評価を行ったものであるが〔獨協法学89号167頁の被害報告書のこと……小柳注〕、これは5億ドルの国家補償をつくる援護射撃と考えられる。」）。しかし、参加者は、必ずしも深刻な受け止め方をしていない（「援護射撃」云々の発言）。

もっとも、この点は、後に変化を見せる。後述するように、第3回では矢木栄東京大学工学部教授・原子力委員会原子炉安全審査専門部会部会長による説明が行われ、さらにその後、5月には、米国による事故調査の日本版を行う動きが出る。

67) 法貴四郎科学技術庁原子力局次長（（当時）、後に住友原子力工業副社長）。

68) ATOMICAにおける「米国原子力委員会の成立」項目。http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=16-03-01-01

ウ. 原子力保険

長崎正造東京海上火災保険株式会社企画室長（後に同社副社長）から説明があったのは、①人身損害の場合の基準の必要性、②原子力損害保険プールの発足状況とりわけ原子力保険がいくらの被害額まで補償しうるかという引受能力についてであり、②については50億円とする説明があった。

(ア) 人身災害の基準

長崎委員は、原子力事故後の訴訟の問題を考慮して、人身災害補償の基準が必要ではないかと論じた（「（長崎）災害の補償の場合財産の場合には補償額の算定が比較的容易であるが人体災害の場合には何らかの基準を設けた方がよいと思う。これが個々に裁判の問題になると大きな問題になると思う。」）。これに対して、法律学者である我妻博士及び竹内助教授は、自動車保険の場合はそのような扱いを行なっていないことを指摘している。もっとも、基準を設けるべきではないという立場ではなく、単に難しいということを指摘した（「（我妻）自動車保険の場合にはその問題を若干避けている。（竹内）自動車の場合には災害の結果がすぐに判るが……。（我妻）死亡の場合に一律に考えるのかどうか、大きな問題になる。（島村）日本では多くの場合示談に終わるので最後まで争うことは少ない。（杉村）ドイツの法案では一人当たりの最高額を定めている。（長崎）日本の自動車の場合、30万円までを強制保険としているが、それ以上も賠償責任をもつことは当然である。」）。そして、この問題は議論を深めずに終わった。

(イ) 原子力保険の引受能力（50億円）

長崎委員は、原子力保険の引受能力について、50億円をめどとすると論じた（（長崎）「次に引受能力については海外再保の程度にもよるが大体50億円程度を目指としている。」）⁶⁹⁾。

69) 「（長崎）原子力保険は各国ともプールを作っているので、日本でもpoolを作ることを準備している。これは保険業法の問題になるので、その認可を受けるため保険約款、料率算定法等を研究している。その一環として配布資料(2)〔原子力保険プール結成準備委員会報告のこと……小柳注〕のごとき報告をまとめた。

まず最高保有額として、一事故当たりの最大の金額を考えるが、前例がないので原

原子力保険は、原産会議の中間報告書でも、大きな意義を持つものとして期待されていた⁷⁰⁾。

子力の場合資本金及び資本勘定積立金合計の5%程度を考えた。一般的な場合には船では200～250百万円程度を、また航空機では数千万円であるので、原子力の5%というのはかなり高率になっている。しかし英國等では超過分の再保険についてかなり渋い線を出しているので、日本の場合10億円程度になる可能性もある。

次に引受能力については海外再保の程度にもよるが、大体50億円程度を目標としている。

なお営業免許の点で原子力保険事情をまずはっきりさせる必要がある。その場合原子炉等規制法の対象と一致させたい。また原子力船は除外するのが通例である。また原子力保険を民間企業で引受可能とするためにはどうしても責任準備金の積立が必要である。その内容は3の通りである。

なお英國の保険引受を打診するために、東海大学を具体例として料金その他を問合わせたがideaとして英國から回答があった。料率については炉建物について1,500～2,000千円、責任保険について5億円～3,500千円、20億円～5,500千円、40億円～7,500千円となる。

（鈴木）日本としては料率を考えているか。

（長崎）日本の場合再保険に出さなければならないので英國等先進国がモデルとなる。実際航空保険等についてもやはり外國の算定を基礎としている。もちろん米国の料率が安いようならばそれに沿う事も考えられる。

（有沢）保険担保の条項は事故の起りうるすべてを含んでいるかどうか。

（長崎）一応制限しているものとみられるが、技術的には大体網羅していると思う。

（福田）燃料を陸上にstockしておく場合には……

（長崎）それは一応財産保険の対象となると思う。

（杉村）現在準備中の約款では構内の施設、財産すべてを含むように考えている。

したがって原子炉だけに限られないことになる。」

70) 「原子力賠償責任保険の効用と限界

原子力賠償責任保険の建前

原子力賠償責任保険は、原子炉及び核燃料に随伴する原子力事故により、一般第三者に蒙らしめることあるべき身体傷害又は財物損害に対する不法行為責任を償う損害賠償金その他の附帯費用（例えば応訴費用）を保険金として、被保険者たる原子力施設所有者に代り、被害者たる第三者を填補するものである。

-
- a “原子力事故 (Nuclear Incident)” とは、原子炉等の原子力施設の稼動に伴う偶発事故を意味し、原子力事故に起因しない大気中の自然放射能の増大による一般住民の被害は保険的填補を受け得ない（注30）。
 - b “身体障害(Bodily Injury)”には放射能による遅発性傷害および遺伝的障害もある。このような放射能傷害は民法が規定する不法行為賠償請求権の消滅時効の要件が適用される場合には、保険填補を受け得ない（注31）。
 - c “財物損害 (Property damage)”とは有体財産である不動産または動産の物理的損壊または放射能汚染を意味する。
 - d “不法行為責任 (Tort legal liability)”に関し、英米判例法の原則は過失責任主義を修正し、原子力施設所有者については無過失責任主義に移行しようとしている。その場合と雖も原子力施設の建設業者、設計者乃至は部品供給者は無過失責任を負うものではなく被害者は施設の所有者に対する賠償請求と異り加害者の過失を立証せねばならぬこととなる。核燃料ウランの供給者はHold Harmless Clause（免責条項）によって守られる原則が確立されようとしている。従つて原子力施設所有者（Owner-Operator）に責任が集中されるという原則が英米で確立されようとしている。この原則は欧州各国でも承認されようとしている（注32）。
 - e 保険金は、原子力賠償責任保険証券に明記された填補責任制限額（Limit of Liability）を超えては支払われない。填補責任制限額は1原子炉についての民営保険市場の消化能力を示す場合が多い（米国の場合）。但し、強制付保金額が消化能力よりも少い場合には必ずしもそうではない（英国の場合）」
更に、保険付保額と責任額との関連についても次のように論じている。

「原子力保険市場の消化能力を超える保険需要に対する補完

1 原子炉または原子力施設についての賠償責任保険の消化能力は、各国の原子力保険市場間の再保険の交換を建前として判定される。米国における民有原子炉施設に対する消化能力は6千万ドル（約216億円）である。この消化能力を越える保険需要すなわち民間責任保険消化能力のエクセスを国家が補償し、原子力事故の被害者救済に万全を計るよう米国原子力法は改正された。1957年のプライス・アンダースン法がそれである。西独原子力法案においては民間責任保険消化能力相当額を以つて原子力施設所有者の責任を打ち切る方式、所謂責任制限方式が採用される公算もある。責任制限方式は原子力施設所有者が無過失賠償責任を負う場合にのみ許されよう。民間保険に賠償責任を転嫁しない部分すなわち責任保険消化能力のエクセスについては、何らかの形によつて国家が補償することが望まれている。英國の

日本の損保業界は、早い段階から原子力保険制度の準備をしていた。これについて原産の中間報告書は、「昭和31年夏に、米国の原子炉についての原子力保険の受再保〔再保険を引き受けること……小柳注〕の引合いがロンドン保険市場を通じわが国の損害保険会社にあつたが、その当時から日本の損害保険会社20社は原子力保険、すなわち原子力施設の所有者のための財産保険及び対第三者賠償責任保険につきこれを共同保険として扱う方針を承認していた」と始まるとしている⁷¹⁾。

特別立法案は、炉所有者の責任を500万ポンド（約50億円）に制限しようとしている。それを超えるエクセスについての補完方式は未定であり注目に値する（注36）。国有原子炉の事故の際には、責任保険者の填補部分はゼロであつて、国家が加害者として被害民衆よりの賠償請求に応ずるのが各国の建前である。」

71) 「§ 2 原子力保険プールの組織及び許認可問題

- 2-1 昭和32年6月30日公布法律第66号「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」制定の約1年前すなわち昭和31年夏に、米国の原子炉についての原子力保険の受再保〔再保険を引き受けること……小柳注〕の引合いがロンドン保険市場を通じわが国の損害保険会社にあつたが、その当時から日本の損害保険会社20社は原子力保険、すなわち原子力施設の所有者のための財産保険及び対第三者賠償責任保険につきこれを共同保険として扱う方針を承認していた（注37）。
- 2-2 昭和32年3月、日本損害保険協会理事会の決議により、原子力保険特別委員会及び専門委員会が設けられ、日本原子力研究所の東海村の研究用原子炉についての保険需要（注38）に備えて財産保険証券雑型、賠償責任保険証券雑型（注39）及び日本原子力保険プール定款案を作成した。昭和33年3月上記特別委員会はその使命を終え「原子力保険プール結成準備委員会」が新たに設けられた。
- 2-3 日本原子力保険プールは共同保険引受機構であり、法人格なき社団である。プールは独占禁止法第2条2項の1にいう「事業者団体」に該当するから、同法8条2項により設立の届出を公正取引委員会に対して行う。
- 2-4 日本の損害保険会社は賠償責任保険の営業部門において欧米保険会社に立ち遅れていた。従つて各社が賠償責任保険の営業免許を取得することが保険業法上の要請である。
- 2-5 原子力保険を引受けた各保険会社が収受した保険料は当該原子炉の耐用年数の間は未経過責任準備金として長期積立が義務づけられると共に、法人税法上損

長崎委員と真崎委員は、保険会社の代表として、この中間報告書の起草を担当した起草委員会（全6名）に参加していた。この中間報告書の段階では、原子力保険（第三者責任保険）付保額について、「万一の原子力事故に際して一般民衆が人命及び所有財産につき如何程の被害を蒙るかのマキシマムの算定が困難であるから、責任保険の附保額は多々ますます弁ず、ということとなる。」としつつ、付保額の「仮定数字100億円」を提示していた⁷²⁾（「日本に設置される大型発電炉監査の所有者原子力発電株式会社が100億円の対第三者賠償責任保険を日本原子力保険プールに求めると仮定する。」）。同時に、仮に事業者の賠償責任を50億円として限定するとすれば、保険引受額も50億円になり、それ

金として容認されることが要望される（注40）。」

- 72) 「原子力施設の所有者が原子力賠償責任保険を如何程の金額まで需要するかについては、万一の原子力事故に際して一般民衆が人命及び所有財産につき如何程の被害を蒙るかのマキシマムの算定が困難であるから、責任保険の附保額は多々ますます弁ず、ということとなる。但し、各国原子力保険プールの消化能力（一原子炉に付）には限度がある。添付資料「各国（民営損害保険）原子力保険プール引受能力表（1958年1月現在）」から次の数字を拾い出して推定事例に適用して見ることとする。日本に設置される大型発電炉監査の所有者原子力発電株式会社が100億円の対第三者賠償責任保険を日本原子力保険プールに求めると仮定する。日本原子力保険プールの消化能力は1原子炉に付財産、責任両保険計20億円である。そのうち10億円を財産保険、10億円を賠償責任とすれば、100億円の賠償責任引受額のうち、日本保険市場は10億円を保有し、これをプール加盟損害保険会社が各々の資力に応じ引受ける。100億円のうち90億円は外国原子力保険プールに出再保する。

諸外国のうち、米国プールは1千万ドル（36億円）、英國プールは400万ポンド（40億円）の受再保能力を期待できる。

他の欧州各国プールはドル収入の魅力の故に、米国原子炉の保険の受再保に応じているが日本の原子炉に付ての賠償責任保険の受再保能力も14億円は期待できよう。日本において英國方式〔「英國の特別立法案は、炉所有者の責任を500万ポンド（約50億円）に制限しようとしている。」方式のこと……小柳注〕を採用すれば、1原子炉に付ての附保需要額は前記仮定数字100億円の半額50億円となるから、再保険による消化は更に容易となる。」

は保険プールにとって好ましいとしていた。

ところが、長崎委員は、原賠法審議の際には、引受額を50億円として提唱した。長崎委員は、この点に関して、次のような詳細な資料（原子力保険プール結成準備委員会報告）を用意していた。

第2回委員会資料第2号⁷³⁾

原子力保険プール結成準備委員会

1. わが国損害保険会社の原子力保険（後記2参照）の最高保有額と引受能力の評価

- (1) 最高保有額を決定するに当つては財産保険と責任保険とをone riskとして考えることが適當である。
- (2) 最高保有額を決定するに当り、その基礎としては、正味保険料、運用資産、資本金、資本勘定積立金、異常危険準備金の金額等を採用することが考えられるが、この保険については、資本金及び資本勘定積立金の合計額を基礎として最高保有額を算定することが適當である。
- (3) 最高保有額を算定するに当つては保険会社の経営の健全性を阻害しない建前を堅持することが必要であるが、他面保険需要にできるだけ沿うことを旨とし、資本金および資本勘定積立金の合計額の75%〔「7」の数字がペンで抹消され、「5」となっている……小柳注〕前後に定めることが適當と認められる。この結果、わが国損害保険会社の最高保有額の評価は、

昭和32年末 各社資本金	合計	18,651,675千円
資本勘定積立金	合計	10,558,430千円
		29,210,105千円
@7 5%	2,044,707	1,460,505千円

73) 『我妻榮関連文書目録』119頁【13】原子力①4 補償関係3. 災害補償専門部会関係2)「原子力災害補償資料（自第二回至第八回）」：1958. 2. 16～1959. 5. 4。

すなわち、財産保険と責任保険を併せ約20～15億円となる。この場合、最高保有額の範囲内の物件についても、危険分散の見地から、海外へ比例再保険⁷⁴⁾する方針とすべきである。

(備考) 最近の情報によれば、英國再保険市場は、英國以外の国の原子力保険については、その国の保険プールの消化能力をこえる金額についてのみ再保険を引受け、比例再保険は困難となるおそれがある。このような情勢であれば、プールの発足に当つては、実際の需要額とともにらみあわせ、当初の最高保有額は低めに定め（10億円）漸次これを拡大するという方法で運営する必要を生ずるかも知れない。この点については、更に外国再保険市場の動向を見極めて決定するほかない。

- (4) 最高保有額は、一応財産保険50%、責任保険50%に分割するが、弾力性をもたせる。
- (5) プールの引受能力の評価は、海外再保険の如何によって定まり、現在これを確約的に言いうる段階ではないが一つの原子炉に関し現状においては財産保険、責任保険それぞれ最低50億円程度は引受可能であると認められる。3、4年後の引受能力はこれを上廻ると想われるが、現在これを評価することは困難である。
- (6) 「事業方法書、再保険に関する事項」の記載方法としては、最高保

74) 英国再保険のあり方について、昭和33年5月14日の第5回原子力委員会参与会で動力試験炉導入に関する調査報告に関連して、嵯峨根遼吉原研副理事長から「英國の保険協会で意見を聞く機会があった。保険協会で弁護士や法律家が集まり、原子炉の事故で予想される危険額に適当な危険率をかけて保険金を算出している。そのような危険率をだすのは専門家でも困難を感じるので、誰もが納得するような公正な線をだすのにどういう努力をしたのか聞いてみたがなにもしていない〔下線部は小柳〕。保険事業はいままでは競争によって保険の掛金が不当に高くなることを防いできたからよいが、原子力保険の場合は英国内のものは一つにまとまっており、日本でも英國に再保険にだすようになると思う。金額が大きい上に競争相手がないことからますます高くなるおそれがある。」との指摘があった（原子力委員会月報3巻6号（1958年）<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V03/N06/195807V03N06.HTML>）。

有額は、資本金および資本勘定準備金の合計額の10%以下として申請することが考えられる。

——以下略——

なお、これに関連して、各損害保険会社の資本金および資本勘定積立金の一覧表が添付されていた。

損保各社資本金、資本勘定積立金一覧表 (55.5実績)

会社名	資本金	資本勘定積立金
朝日火災海上	100,000,000	25,000,000
共榮火災海上(基金)	131,675,000	104,904,109
興証火災海上	750,000,000	284,501,848
住友海上火災	1,000,000,000	105,124,1873
大正海上火災	1,000,000,000	985,565,416
大成火災海上	600,000,000	39,700,000
太陽火災海上(基金)	40,000,000	150,000
第一火災海上	50,000,000	39,273,000
大東京火災海上	78,000,000	572,878,180
千代田火災海上	720,000,000	377,962,053
東京海上火災	4,000,000,000	2,792,283,425
東洋火災海上	30,000,000	55,100,000
同和火災海上	1,600,000,000	472,588,925
日興火災海上	800,000,000	338,471,417
日産火災海上	800,000,000	410,072,806
日新火災海上	740,000,000	180,084,649
日本火災海上	100,000,000	675,689,418
富士火災海上	400,000,000	158,561,876
安田火災海上	2,000,000,000	1,512,913,904
計	18,601,675,000	1,034,739,872
東亜火災海上	50,000,000	523,490,518
合計	18,651,675,000	1,055,8430,590

単位 円

(ウ) 原子力損害の範囲

なお、この原子力保険に関連しては、引受能力（額）だけでなく、いかなる損害を担保するか、とりわけ営業損害・風評被害はどうかが問題になる。中間報告書における原子力損害については、「原子力賠償責任保険は、原子炉及び

核燃料に随伴する原子力事故により、一般第三者に蒙らしめることあるべき身体傷害又は財物損害に対する不法行為責任を償う損害賠償金その他の附帯費用（例えば応訴費用）を保険金として、被保険者たる原子力施設所有者に代り、被害者たる第三者を填補するものである。」とし、その際の「身体障害（Bodily Injury）には放射能による遅発性傷害および遺伝的障害もある。」とし、「“財物損害（Property damage）”とは有体財産である不動産または動産の物理的損壊または放射能汚染を意味する。」。すると、いわゆる営業損害（「原発事故においては、個人、株式会社等の事業者が事故等によって商品、役務（サービス）の売上げが減少したり、事業の継続が不可能になったり、困難になったりすることがあるが、これらの損失につき損害賠償を請求できるか」）や風評被害（「商品が毀損・汚染されていないにもかかわらず、毀損・汚染等のおそれがあるとの情報により価値の低下・喪失、売上げの低下等の損失が生じたことの損害」⁷⁵⁾）については、原子力損害とするかにつき、明確ではない。

実は、この問題は、日本では、昭和29（1954）年のビキニ被曝事件でのマグロ処分等として大きな問題になっていた。加藤一郎「ビキニ事件における損害賠償」論文（1954年）は、「不法行為によって一般の価格が値下がりしたとい

75) 升田純『原発事故の訴訟実務』（学陽書房、2011年）56頁。同書は、このような値下がり被害のうち、どこまでが損害賠償の対象となるかを論じている。1999年の東海村JCO事故に関する優れた検討として、住田英穂「東海村臨界事故における風評被害と損害賠償」茨城大学政経学会誌73号91頁（2003年）、また、同「原子力事故における国家の補完責任」茨城大学人文学部紀要社会科学科論集38号109頁（2003年）、大塚直「東海村臨界事故と損害賠償」ジュリ1186号（2000年）34頁。このような原子力損害の特性については、近年諸外国でも注目がある。イギリス法についてこの問題の検討としては、Stephen Tromans, *Nuclear Law: The Law Applying to Nuclear Installations And Radioactive Substances, In Its Historic Context*, Hart Publishing, Oxford, 2010, p.201. 同書174頁は、2004年のパリ条約改正議定書(Protocole of 12 February 2004)が原子力損害として、一定の範囲の経済的損害を明記したこと述べている。これに関連して、日本エネルギー法研究所『原子力損害の補完的補償に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討(JERI, No126)』（2012年）(http://www.jeli.gr.jp/report/jeli-R-126@2012_11_CSC.pdf) 4頁以下。

うような例は從来はまず見られなかった⁷⁶⁾と指摘しつつ、「ビキニ及びその附近の水域は日本のマグロ漁業の中心地であって、そこに異変が生じたときには、日本のマグロ価格が左右されることは当然考えられることである。したがって、ビキニ事件によるマグロの値下がりは『通常生ずべき損害』であって、相当因果関係の範囲内」と指摘した。また、「賠償の範囲は魚市場あたりまでで止まることになるかもしれない」と論じた。

ビキニ補償問題は、1955年1月4日に日米の交換公文（「ビキニ被災事件の補償問題の解決に関する件」）により最終解決するが、補償に関する日本政府の文書の中、「ビキニ事件補償問題処理方針（案）29・12・14アジア局第5課」に、「本件補償問題の争点は魚価下落による損害（いわゆる間接損害）をどの程度補填するかにあり、しかもこの損害について米側から100パーセント補償を受け得る可能性は絶対ない以上、本件全体を政治的に考慮して二百万ドル（当時の為替レートで7億2千万円……小柳注）の一括支払を受け、直接的損害計四億三千万円との差額（二億九千万円）を魚価下落による損害の補填に充てることが適當と思われる」との記述がある⁷⁷⁾。原子力損害は、以上のように、風

76) 加藤一郎「ビキニ事件における損害賠償」同『不法行為法の研究』（有斐閣、1961年、初出は、ジュリスト62号（1954年））125頁以下。

77) 外務省記録「第五福竜丸その他ビキニ原爆被災事件関係一件」中の「ビキニ事件補償問題処理方針（案）29・12・14アジア局第5課」（外交史料館所蔵マイクロフィルムC-0003コマ357）。なお、ビキニ水爆における漁業被害については、近藤康男『水爆実験と日本漁業』（東大出版会、1958年）、後に、同『日本漁業経済論・近藤康夫著作集11巻』（農山漁村文化協会、1975年）181頁以下所収がある。同著作集216頁には、「鰐鮪連合会の資料によると、6月までの損害額20.4億円のうち魚価値下がりによる損害が64.4パーセントを占め、他を圧している。これに比べれば漁獲物廃棄〔基準以上の放射能汚染による廃棄……小柳注〕による損害は10.2パーセントにしかなっていない。魚価値下がりによる損害額13.2億円というのも、6月30日までの損害額で、それ以後は計上されていないから実際には被害はより大である。」とある。また、坂元一哉「核兵器と日米関係—ビキニ事件の外交処理」近代日本研究会『戦後外交の形成（近代日本研究16）』（山川出版社、1994年）243頁。

評被害等が相当の部分を占める特性を有するが、既に見たように、中間報告書はこの点について明確でない。この点についての議論は、後に、審議においても多少みられる。

エ. 原子力開発と東大法学部

(ア) 東大法学部の原子力法研究

当時の東京大学法学部は、原子力開発の法的問題の検討を重点的に行っていった。審議録では、次のような発言があった。

「(イ) 原子力に関する法律問題について

(鈴木) 東大法学部を中心に原子力法律問題の研究班を作り、この問題を探上げている（下線部は小柳）が、ハーヴァード大学から連絡があり各国の原子力補償法の比較研究のため資料の送付方を依頼してきた。これについてはかなり詳細な回答を行った。これは一応ハーヴァードでまとめられている。

しかし、技術的知識がないのでどこまでやれるか不明であるが、根本的な法律問題について研究するよう依頼があれば研究するつもりである。また産業会議の中間報告を学問的にreviewするという事も個人的に考えている。

(我妻) その回答書をこの部会に提出して頂きたい⁷⁸⁾。また賠償責任の法的理論についての研究をつめて頂く事をお願いしたい。災害の場合の補償について各國の制度を比較研究する事も必要だと思う。」

(イ) 東海大学原子炉設置反対運動と東大教授

もっとも、当時の東京大学法学部のスタッフの中には、原子炉設置反対運動の中心人物であった教授もいた。そのことは、審議録でも度々言及されている東海大学原子炉設置構想に関連している。

すでに論じたように、東海大学は、渋谷区代々木幡ヶ谷にある校舎に研究用原子炉を設置する構想を有していた。この地は、東大教養学部駒場キャンパス北方の地であり、東海大学がその地を校地と定めたのは、昭和30年であった。校地面積は、当時約2,200坪であったから、聖心女子大学校地の10分の1程度であつ

78) この報告書は、結局、部会には提出されなかったようである。

た⁷⁹⁾。東海大学原子炉設置構想は、同大学創設者である松前重義氏の意向によるところが大きかった。ところが、これに対する反対運動の先頭に立ったのが、東京大学法学部で商法・労働法を講じていた石井照久教授及び幸子夫人であった。読売新聞昭和33年5月8日夕刊の記事5面は、次のように伝えている。

「千五百人が反対署名 東海大学の原子炉設置

私立東海大学（学長松前重義氏）は原子力委に対し既報の通り教育用原子炉（ノース・アメリカン社L77湯沸し型、十ワット）を東京都渋谷区富ヶ谷一四三一の同大学部内に設置するため正式申請書を提出しているが、八日地元の設置反対同盟を代表して石井幸子（石井照久東大教授夫人）、田辺三千子（田辺正男国学院大学教授夫人）さんら十人は原子力委を訪ね石川原子力委員に対し反対陳情をした。反対署名には作家吉川英治氏、中山伊知郎一橋大学教授、宮沢俊義東大教授、笠信太郎氏など約千五百人が名をつらねているが、住宅地のどまん中に設置するにしては同大学のこれまでの管理ぶりからみて不安が大きいうえ、研究用というより営業政策的なにおいがこいなどの難点をあげている。石川委員は安全性について慎重な検討を加えて結論をだすが地元の不安と反対は重大な問題なので十分考慮すると答えた。」

この点について、推進側であった東海大学が詳しい記録として東海大学新聞会編集『明日の扉を閉すもの—苦惱する新しい科学』（開拓書房、1959年）を残している。同書冒頭の数葉の写真のうち、石井照久教授幸子夫人を紹介するものがある。写真（本頁）⁸⁰⁾には、「タスキがけの反対運動 東海大学教育用



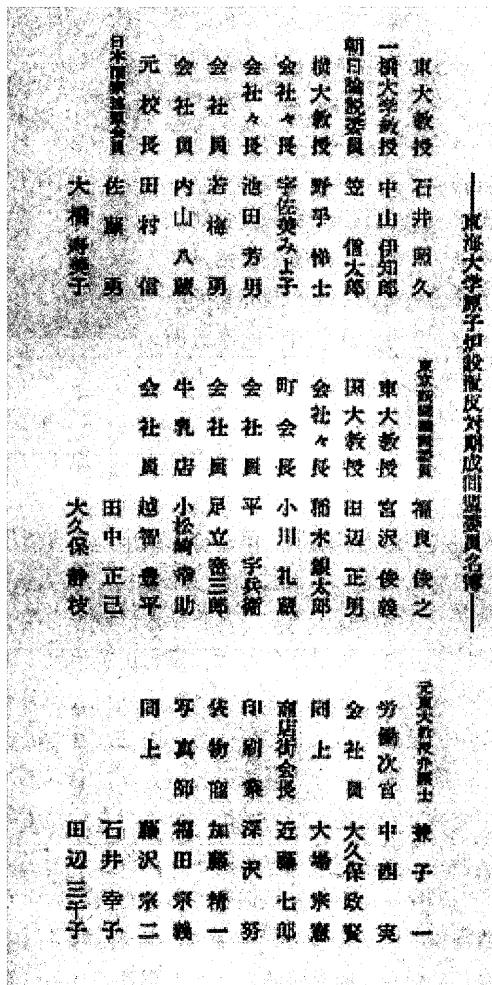
79) 『新修 渋谷区史 下』（東京都渋谷区、1966年）3095頁。

80) 東海大学新聞会編集『明日の扉を閉すもの—苦惱する新しい科学』（開拓書房、

原子炉の設置をめぐり、地元の主婦を中心に反対運動がおこった。一部の人たちはタスキがけで街頭に立ち設置反対を叫んだ。写真上（中央右）の婦人は街頭で学生と論議を戦わす石井照久東大教授夫人」との説明がある。

この運動の先頭に立ったのは、以上のように石井照久教授夫人であった。昭和33年5月6日に東京都議会にて提出された請願書の筆頭には石井夫人の名前がある⁸¹⁾（そこに記されている住所からも石井照久教授の住宅と東海大学が相当に近接していたことが明らかである）。また、石井照久教授本人も大きな役割を果たしていた。そのことは、たとえば、中山伊知郎一橋大学教授の次の発言でもうかがえる。

「小さくとも原子炉は原子炉だ〔一橋大学教授中山伊知郎氏談〕この度の原子炉設置についての反対運動に署名したのは、石井君とは学校時代からの同級生でもあ



1959年) 冒頭の写真頁。

81) 同上書38頁。

り、東海大学には家からも近いのでね。原子炉そのものの危険性については、何も知らないが、こういうものを設置する場合は、もっと慎重にやってもらいたい。⁸²⁾。」

昭和33年10月10日に衆議院議長星島二郎宛に提出された東海大学原子炉設置反対期成同盟委員名簿（前頁参照）の筆頭にあるのは、石井照久教授である（石井幸子夫人の名前は、10行目）。石井教授に續いて、東京新聞論説委員福良俊之、元東大教授弁護士兼子一、一橋大学教授中山伊知郎、東大教授宮沢俊義、労働次官中西誠、朝日新聞論説委員笠信太郎、国大教授田辺正男（国文学者）などの錚々たる人物の名前がある⁸³⁾。これは、東海大学が設置を意図した場所が相当の高級住宅街であったためである。

この問題は、国会でも議論された。というのも、東海大学原子炉設置申請は、民間による申請の第一号であったからである⁸⁴⁾。これについて、衆議院科学技

82) 同上書44頁。

83) 同上書71頁。

84) 衆議院科学技術振興対策特別委員会3号（昭和33年10月29日）の岡崎英城（自由民主党、渋谷区・中野区・杉並区から成る東京都第4区選出議員であり、選挙区に原子炉設置問題がおきていた）発言「現在、先ほど大臣がおっしゃったように、申請をしておるのは東海大学だけということでございます。実は私は、もっとたくさん出ておるものだと思っておったのですが、この東海大学だけが出て、これが許可になるかならないかということが、将来の原子力利用に対して大きな影響があると思います。これについて、当局は深甚なる御考慮を払って御研究になっておることと思うのでありますが、ただいまのところ、東海大学を中心としての住民の中に、相當にこの問題について不安な空気が漂っておりますし、一千数百名の署名をした請願を私が取り次ぎをいたしましたし、その後、各代議士の方々もその請願をお出しになって御紹介しておられるような事情でございます。また、最近には東海大学原子炉設置反対期成同盟というようなものができまして、十三ヵ町、約四万人の人々がそれに一応の同意をして、東海大学の原子炉の設置反対運動をやっておるのあります。また、渋谷区議会、東京都議会等においても相當に論議をしておりますが、その論議のいろいろな要点を見て参りますと、日本に原子炉が置かれ、それで日本の科学が大いに発達するということについてはみんな非常に期待をしてお

術振興対策特別委員会（昭和33年10月29日）で三木武夫原子力委員長は、次のように述べる。「今申請が出ているのは東海大学が初めてであります。従って、この法律において条件として付されてある点、今御指摘のような、いわゆる技術的な面、経理的な面、あるいはまた安全性の問題、汚物の処理能力、こういう問題については、これは今後東海大学の基準が例になるわけでありますから、この問題は、慎重に基準に照らして検討をいたすが、住民の方々にも、学校にそういう原子炉を設置することそれ自体がいかぬという考え方方は是正してもらわなければ困る。これは、やはり将来そういう方向になるものであります。しかし、そういう住民の方々に非常に広範な不安があるという事実も、これは政治としては無視することのできない大きな問題でございますから、法律の規定に従って、住民の不安を解消するに足るだけの、やはり慎重な検討を加えなければ許可を与えない考え方でございます。」

こうした検討の結果、すでに論じたように、東海大学原子炉については、設置許可が出ないことになった。この点については、後に、衆議院科学技術振興対策特別委員会（昭和34年3月11日）において高崎達之助原子力委員長が、「今

るようございます。ただ、現在の技術的能力という点について、非常に今不安に感じておるような点がございますので、ただいま申請されております東海大学の原子炉設置出願の技術的能力という点については、原子力委員会においてはどういうふうにお考えになっておるか。」

「そしてまた、外国その他の例についてもいろいろ調査したりなんかいたしてみますと、この技術的の問題、経済的の問題、また立地条件の問題等については、アメリカあたりでも甚大な注意を払ってこれを扱っておるよう思いますので、この東海大学の許可等についても、諸外国の諸法令またはいろいろな制限等もよく当局が勘案されまして、また、この住民の人々が安全性の点について非常に心配しておる、ことに技術上、経済上の点について心配しておるという点を一つよく御考慮いただきまして、お取扱いをしていただきたい。また住民の人々は、ここには許可していただかないで、どこか、こういう人家稠密の地でないとろに許可していただきたい、東海大学に許可していただくかどうかということは別として、この土地では困る、不安であるという実情のありますことをよく考慮せられまして、お取扱いを願いたいと思う次第でございます。」

日現在、日本の国民全体の原子力に対する不安、ひいては、これが原子炉にも及ぶというような国民的の感情が相当残っておりまして、その点から申しまして、もう少し国民を一般に教育し、その感情がやわらぐまでの間は、東海大学においてもはなはだ御迷惑でありましょうが、その設置場所につきましては十分考慮していただいて、善処していただきたいと思っております。」と論じた。

このように、原子炉設置反対運動は、相当の影響力を持ち得たのであり、しかもその場に東大教授が中心的立場にあったことが重要である。

オ. 原子力損害賠償と不法行為法

(ア) 原子力損害賠償と不法行為法

原子力損害賠償と不法行為については、次のような応答があった。

「(長崎) 地震の場合には〔原子力事業者の……小柳注〕賠償責任はない」とされているが……

(有沢) 不可抗力の場合はどうか……。

(我妻) 民法の考えでは果たして瑕疵があったのかどうかが問題である。

(福田) 地震の場合、一定の耐震基準があり、それに従って作られた施設が基準以上の地震で崩れた場合は？

(我妻) しかしその基準が果して最少限のものかどうかによって決まってくる。

(有沢) そうした問題を大学の方に研究してもらいたい。

(鈴木) たしかに保険の問題もそうした法理論を基礎に成立つものだと思う。

(長崎) 当面保険の方で考えているのは賠償額の肩替りの方法である。

(杉村) 保険の方は来年3月頃までにまとめたいが、不可抗力の問題、責任の統一等について大綱程度でもおまとめ願えると有難いが……また国際的な法制と合わせることも必要だと思う。」

以上の議論は非常に簡単である。原賠法が制定されないとすると、原子力損害賠償はどのようになるのかについて、部会の審議から手がかりを得ることは容易ではない。そこで、本稿は、当時の認識については、原産の中間報告書（獨協法学79号164頁参照）の議論を紹介する。

(イ) 中間報告書における不法行為理論

中間報告書は、結論として、「現行民法の規定のもとで、公衆災害を伴う原子力事故が発生した場合、裁判所が717条、709条の解釈において、危険責任などの原理を援用しつつ、無過失責任、結果責任に近い責任を負わせることが考えられ、その場合には、原子力施設の所有者は生じた全損害について賠償責任を負う可能性が多分に存在する⁸⁵⁾。」と論じていた。

中間報告書は、より詳細には、民法717条の土地工作物責任⁸⁶⁾、それに続け

85) 中間報告書8頁。

86) 「原子力施設所有者に対する不法行為責任について（注2）

1-1 「原子力施設所有者に対する民法717条の適用について

通常土地の工作物の中には建物、トンネル、堤防、堀などが入るのであるが、建物の内部に備えつけられた機械がこの中に入るかどうかについて、従来二つの異なる判例が存在する。その一つは、工場内の機械は土地に接着していないという見解から土地の工作物でないとし（注3）、他の一つは、717条の適用であるとは明言していないが、機械を土地の工作物とみとめるものである（注4）。これに対して学説は、機械は土地の工作物と考えるのが妥当であるとの見解を一般に持つている。すなわち土地に接着しているか、いないかは、工作物の性質についての本質的区別でなく、通常工場内の機械も実質的には建物と一体をなしており、また、この717条という規定は一種の危険責任であつて、機械の如き危険物の所有者は通常の者より重い責任を負うべしというのがこの規定の主旨であるとしている。この規定自体は古い規定であり現在の如き産業社会を予想しておかれたものではないが、その後、一般的に判例においても拡大して解釈されてきていることから考え、原炉を含む一連の原子力施設がまづ土地の工作物に入ることは疑いないと考えられる（注5）。

原子力施設が土地の工作物ということになれば、实际上は、その保存と設置に環状がなかつたことを立証しない限り所有者は責任を負うことになるが（条文そのものからは立証責任は被害者にある）、その場合も客観的瑕疵を要件としていることからこの規定は必ずしも完全な無過失責任または絶対的責任ともいえないであろう。いわば客観的瑕疵から主觀的過失を推定したものということができる（注6）。しかし占有者の方は、事故の防止に必要な注意をおこなつたことを挙証出来れば責任はまぬがれるが、所有者に免責事由はないのであつて、他の規定にみられない重い責任を所有者に課していることは明らかである。したがつてこの規定

て民法709条の一般の不法行為について検討した。

中間報告書はまず、土地工作物責任について、原子力施設が「土地の工作物」となりうるかを検討し、「717条という規定は一種の危険責任であつて、機械の如き危険物の所有者は通常の者より重い責任を負うべし」というのがこの規定の主旨であるとしている。この規定自体は古い規定であり現在の如き産業社会を予想しておかれたものではないが、その後、一般的に判例においても拡大して解釈されてきていていることから考え、原子炉を含む一連の原子力施設がまづ土地の工作物に入ることは疑いないと考えられる。」と肯定している。

この点、加藤一郎教授は、その著書である『不法行為』で「一般に、危険のある企業設備が土地の工作物にあたるといえないだろうか。これは、不動産的な設備には比較的認めやすい。」と論じ、電車・鉄道踏切などについて肯定した判例を紹介しつつ、「自動車・航空機のような動的な企業設備にまで土地の工作物とみると、解釈論としてかなり困難」と指摘している⁸⁷⁾。『中間報告書』は、その議論を進めるに際して、多くの点で加藤教授の『不法行為』を参照している。この部分は、実質的に加藤教授の影響が顕著である。

中間報告書は、土地の工作物の、「設置又は保存に瑕疵」があることによって他人に損害を生じたときは、賠償責任が生ずることを指摘し、「客観的瑕疵を要件としていることからこの規定は必ずしも完全な無過失責任または絶対的責任ともいえないであろう。いわば客観的瑕疵から主觀的過失を推定した」ものとして、理解している。そして、とりわけ所有者については、占有者が「損害の発生を防止するのに必要な注意をしたとき」は、所有者がその損害を賠償しなければならず、「所有者に免責事由はないのであって、他の規定にみられない重い責任を所有者に課している」ものとして位置づけている。この場合、所有者に賠償資力の問題が生ずることが更に問題とされる⁸⁸⁾。

を過失責任を原則とする不法行為法制中の例外規定であるとの解釈も当然生ずる
(注7) こうした無過失責任への発展は他方では賠償責任保険の裏付があつてこそ生きてくるのであるが、わが国ではこの点が非常におくれている(注8)。」

87) 加藤一郎『不法行為』(法律学全集・有斐閣、1957年) 195頁。

88) なお、この点、加藤一郎『不法行為』は、「瑕疵とはその物が本来備えているべき

更に、中間報告書は、地震についてとりあげ、「それによる損害の発生に瑕疵または過失が加わつていれば、不可抗力との割合で分担される。」としつつ⁸⁹⁾、

性質や設備を欠いていることである」と述べる（196頁）。

- 89) 現在の学説では、例えば、内田貴『民法II債権各論〔第3版〕』（東大出版会、2011年）は、瑕疵について、「本来の安全性を欠くという点に重点が置かれる」と述べ、「工作物の瑕疵と自然力とが競合して損害が発生する場合」について、「工作物の瑕疵や『公の营造物』の瑕疵（国賠法の場合）と自然力とが競合する場合としては、集中豪雨による土砂崩れや河川の氾濫、道路の崩壊等がある。裁判例の傾向としては、一般に、自然力を考慮して賠償額を減額するものが多い」と述べ、更に政策論との連携の必要性も指摘している（518頁）。さらに、「理論上は709条の不法行為についても、過失と自然力が競合して損害を発生させるということは考えうるが、現実には余り例がない。」とも指摘している。なお、平井宣雄『債権各論II不法行為』（弘文堂、1993年）は、「『設置又ハ保存ニ瑕疵アル』とは、『工作物が本来〔または通常〕備えるべき安全性を欠いている状態』と解されており（判決例の一般理論である……略……）、これについては学説も異論を見ない（加藤196頁、幾代158頁）。この表現が示すように、瑕疵は規範的概念であり、前述のように過失も同じく規範的概念であると解すべきであるから、瑕疵と過失がどのような関係に立つかという問題を生ぜしめる。……（ii）所有者の責任については、右（i ……占有者の責任のこと）のような免責事由が規定されておらず、判例の一般理論および通説は、この責任の性質を無過失責任と解するが（略）、次の点に注意されるべきである。④帰責の要件として『過失』の語を用いる必要がないという意味で、『無過失』責任であることは疑いない。しかし、『瑕疵』が規範的概念である以上、その内容は、『本来備えるべき安全性を欠いた状態』を解消せしめるべき規範（義務）の違反として解されなければならない。この義務（以下、安全性具備義務という。）の程度は、前述の一般理論に従い、生ずる危険および被侵害利益の重大さとの相関関係において決せられるべきである。……⑥以上によれば、責任原因発生時において安全性を具備する手段が存しないと判断されるなら、瑕疵は存在しないことになる。ただし、前述の一般理論によると、右義務違反を問うにはその前提として工作物から生じるべき危険の予見可能性（予見義務）が存在しなければならないが、工作物責任においては、具体的行為者でなくして、占有者ないし所有者という法律上の地位が要件になっていることにかんがみ、右の地位にある者にとって安全性を具備する手段が客観的に存在していたか否かを問えば足り、右予見可能性（予見義務）の存否または責任を

実際の事故の場合には、裁判所が事業者に対して「無過失責任、結果責任に近い責任を負わせる」ことを予想し、賠償資力が困難な問題となることを論じている。

この点、中間報告書の執筆者である加藤一郎教授は、その著書『不法行為』で「たとえば、全く予想外の強風や豪雨のために工作物が破壊され、それによって損害が生じた場合に、それが工作物に瑕疵がなくとも損害が生ずるほどのものであれば、瑕疵と損害の間に因果関係がないから、工作物による責任は生じない。しかし、ある程度までの強風や豪雨に対しては、本来いちおうの備えがあるべきであり、工作物の瑕疵が損害発生ないし拡大の一因をなしていれば、やはり責任を免れない。……不可抗力ではないが通常予想される以上の天災が競合したときにも、工作物責任は軽減されると解すべきであるが（工作物の瑕疵による損害はその範囲内しか存在しない）、その責任を全く否定することはできない。」と論じていた⁹⁰⁾。

次に、中間報告書は、民法709条⁹¹⁾については、不法行為責任が成立するには、

「負う者の個人的特性は考慮に入れられるべきではない」（64頁）。この立場に従えば、709条の適用の場合と同様に、工作物責任でも予見可能性が重要な問題となる。

90) 加藤一郎『不法行為』197頁。

91) 「1-2 原子力施設所有者に対する709条の適用について。

以上のはか原子力施設の所有者は民法709条によつて、損害賠償責任を負う場合もある。この場合は勿論、「故意又は過失に因りて」「他入の権利を侵害した」とことが主観的および客観的要件である。この場合の「過失」とは、何らかの注意を怠つたことであり、その注意義務の基準は、通常一般人、普通人の程度ということになるが、またそれは、当然、そこから生ずる危険または被侵害利益の大小によつて変つて来る。

前述の如き無過失責任への発展は、709条の解釈論においては当然「過失」という概念の拡張においてもかなり広範囲の適用がおこなわれるようになつたが、この規定の範囲では、いかに危険度の高い事業も、その時の科学の最高水準の技術を用いていれば、一応過失はなかつたものといわざるを得ないであろうし、またそのような技術を用いれば災害の防止に効果的であつても、多額の費用を要するという場合、それをしなかつたからといって必ずしも過失があつたことにはならないであろう。

しかし過失責任に対する批判の生ずるのは正にこの点においてであつて、いかなる企業もその活動により利益をあげている以上責任もまたそこに帰せしめ（報償責

同条の「故意又は過失」の要件を満たすことが必要であること、そして、過失とは、「何らかの注意を怠つたことであり、その注意義務の基準は、通常一般人、普通人の程度ということになるが、またそれは、当然、そこから生ずる危険または被侵害利益の大小によって変つて来る」ことを指摘し、無過失責任の議論の影響のもとで、「当然『過失』という概念の拡張においてもかなり広範囲の適用がおこなわれる」としつつも、「いかに危険度の高い事業も、その時の科学の最高水準の技術を用いていれば、一応過失はなかつたものといわざるを得ないであろうし、またそのような技術を用いれば災害の防止に効果的であつても、多額の費用を要するという場合、それをしなかつたからといって必ずしも過失があつたことにはならないであろう。」と論ずる。そして、この点については、報償責任、危険責任の立場からの批判がありうるとも論じている。

中間報告書の叙述は、大阪アルカリ事件大審院判決（大判大正5年12月12日民録22輯2474頁「化學工業ニ從事スル會社其他ノ者カ其目的タル事業ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ豫防スルカ爲メ右事業ノ性質ニ從ヒ相當ナル設備ヲ施シタル以上ハ偶々他人ニ損害ヲ被ラシメタルモ之ヲ以テ不法行爲者トシテ其損害賠償ノ責ニ任セシムルコトヲ得サルモノトス何トナレハ斯ル場合ニ在リテハ右工業ニ從事スル者ニ民法第七百九條ニ所謂故意又ハ過失アリト云フコトヲ得サレハナリ」）をもとにしたものであったと考えられる。

この中間報告書の議論は、709条に関する限り、「最高の技術」、「多額の費用」等の問題がある場合には、過失責任が成立しない場合がありうることを論じたものである。

加藤教授自身は、その著書『不法行為』で「工場のために外部の第三者が被害を受ける場合としては、工場の爆発等の災害のほかに、有毒な煙や音響によるものがある。これらについては、その時の技術水準からいって相当な防止設備をしていなければ過失があることになるが、かりにその点に過失がないとし

任主義)、そもそもそういう危険物をおいたことによつて危険をつくり出したものはそれによつて生じた損害には絶対的な責任を負わせる(危険責任主義)のが公平であるとするのは、この問題についての世界的趨勢であるといつてよい(注9)。」

ても、適切な防除設備がなく他人に被害を与えるような工場を設置したこと自体に過失があるとして、その損害を賠償させるべきである。」（下線部は小柳）と論じていた。この《適切な防除設備のない工場設置自体に過失がある》との記述について「化学工業会社の煙突が低いため、附近の農作物に害を与えた場合に、それが相当な設備であれば過失がないとする大判大正5年12月12日（民録22輯2474頁）があるが、差戻後の大阪控訴大正8年12月27日（新聞1659号11頁）は、相当の設備ではないとして、会社の過失を認めた」と論じている⁹²⁾。それ故、加藤教授自身は、大阪アルカリ事件の法理を単純に適用することに批判的であった。原産の中間報告書は、《判例法理はこのようなものである》という趣旨であったと考えられる⁹³⁾。

- 92) 加藤一郎『不法行為』94頁。なお、「その後の公害判例において、相当な措置を問題にすることで加害企業の過失責任を否定したものは見当たらない」との指摘もある（前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、2007年）13頁）。
- 93) 近年では、加藤雅信教授は、『事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（有斐閣、2005年、150頁）で「大阪アルカリ事件の大審院判決は企業保護に偏っており、公害事件を経た現代ではこの判断基準は維持できないという批判も強い」としつつ、人身損害に関する新潟水俣病新潟地裁判決（新潟地判昭和46年9月29日下民22巻9=10号別冊1）の「結果回避のための具体的方法は、その有害物質の性質、排出程度等から予測される実害との関連で相対的に決められるべきであるが、最高技術の設備をもつてしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止まで要請されることもあると解する。けだし、企業の生産活動も、一般住民の生活保全との調和においてのみ許されるべきであり、住民の最も基本的な権利ともいべき生命、健康を犠牲にしてまで企業の利益を保護しなければならない理由はないからである。」との法理を支持している。なお、この法理を原子力発電所に適用すると、原子力発電所の場合は、技術的不確実性の要素が大きく、「最高技術の設備をもつてしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合」に該当すると考えることも不可能ではない。仮に該当する場合は「企業の操業短縮はもちろん操業停止まで要請される」ことになる。大阪アルカリ事件については、大村敦志『不法行為判例に学ぶ—社会と法の接点』（有斐閣、2011年）28頁も参照。

更に、中間報告書は、「自己の責任以外のものが加わった場合」として、天災等での事故の問題を論じている。そして、「不可抗力すなわち地震、風水害の天災をはじめ戦争によつて施設が爆撃を受けた場合など」について、「わが国ではそれによる損害の発生に瑕疵または過失が加わつていれば、不可抗力との割合で分担される。それは損害賠償の範囲は、相当因果関係の範囲によるからである。」と論じている。こうして、中間報告書は、無過失責任制度の導入を求めていたことになる。

カ. 原子炉等規制法改正

第2回では、以上の責任の問題に続いて、原子炉等規制法一部改正についても議論があり、次の発言がある。これに関連して第2回に次の資料（第1号）が提出された。

資料第1号

原子力災害補償についての基本方針の立法化について（案）33・12・25

昭和33年10月29日原子力委員会決定の「原子力災害補償についての基本方針」に基き、当面の所要措置を次の要領で立法化するものとする。

既に原子力委員会に原子力災害補償専門部会が設けられ、全般的な検討を開始しているので、必要最小限の改正に止め、

(一) 原子炉の設置許可基準として、規制法〔原子炉等規制法のこと……小柳注〕第24条第1項第5号に「原子炉の事故に基く損害の賠償を担保する措置があること」を加え、これに伴つて第23条第2項の設置許〔ママ許可か?〕申請書に第9号として「原子炉の事故に基く損害の賠償を担保する措置」を加える。又第23条第2項第9号を第26条第1項の変更の許可事項とする。

(二) (一) に定めた措置の確保の方法としては、第26条第1項の変更の許可に係らしめるとともに法第62条の許可の条件によつて確保を強制し、これを第67条の報告徵収によつて監督し、第62条違反については第33条第

2項第2号及び第4号に基き、設置の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ぜることができる。

これに関して次の議論があった。

「（島村）基本方針では民営保険に加入を強制することが第一段として考えられている。

炉の設置は総理大臣の認可を必要とするが、その場合にはいくつかの条件が附されている。これに一項をつけ加えることを考えている。これにより申請書の記載内容、許可の変更等に改訂が行われる。またこれらの措置が持続している事を確認してゆく方法として報告の提出を求める事になる。

この法案は通常国会中に成立させる必要があるので、今日御審議願いたい。なお保険プールが出来ないと法律だけ成立した場合に炉の設置許可を認めないこととなるので、プールの結成も急いでいただきたい。

（鈴木）自己資金をもっている場合も必要な措置と考えられるか。

（島村）有価証券等で担保することも可能である。

（我妻）その場合どのように判断するか。自由裁量の余地が大きくなるのではないか。

（島村）たしかにその問題はあるが、さらに金額をどう決めるかが大きな問題になる。

（我妻）果たしてこれだけの規定で公衆が納得するかどうか。

（有沢）委員会〔原子力委員会のこと……小柳注〕では運転までには必ず担保措置をもつことを強制する。

（我妻）実際問題としてこの規定は今後つめられてゆくものだと思うが、そのような立法の仕方がよいかどうか。

（鈴木）論理的にはおかしいが実際問題としてこのような方法以外に考えられない。

（我妻）それはまず措置の方を問題にしたが、損害の内容も問題だ。

（杉村）原子炉とすると限定されすぎるので、原子炉施設等としたら……。

（有沢）この文章から見ると〔原子力事業者は、……小柳注〕損害額全部につ

いて責任をもつことになるが……。

(島村) 実際には保険の方に限度がある。基本方針〔原子力委員会策定の基本方針のこと……小柳注〕では相当の能力としていたが、法制局では疑問を提出しており、ここでは削除しておいた。たしかにこの損害を担保するということを規定するため法律にうたうか、または政令で定めるなどの方法が考えられる。

(鈴木) 「損害の賠償をするために適当な措置がとられていること」という意味にしたら……。

(我妻) 政令で決めないとすると自由裁量になつてしまうが……。

(有沢) 少なくともこの文章では〔原子力事業者は損害の……小柳注〕全額について責任をもつこととなるが……。

(島村) 実質的には原子力保険をつけるという事である。これをどのように法文化するかは困難な問題である。

(我妻) 個人的にはやはり法律に政令で定むるところによりと〔いう文言を……小柳注〕入れた方がよいと思う。しかしそうすると政令ができるまで許可できないことになるが……。

(島村) では本日は、一応報告があつて御意見をうかがつたという事にしていただきたい。

(次回は、1月29日1時30分に予定)」

以上のように第2回は、原子炉等規制法の問題点について頭出しで終わった。

(3) 第3回昭和34年1月29日

ア. 原子力委員会月報の記述

原子力委員会月報第4巻第3号は、第3回会議（1月29日（木）13：40～17：00）について次のように伝える⁹⁴⁾。

94) 出席者は、専門委員として、我妻、金沢、星野、竹内、福田、阿部、長崎、杉村、八木（原子炉安全審査部会）、同代理として松本（松本十郎銀行局保険課長）、尾身（運輸省）、原子力委員として、有沢、石川、原子力局として、佐々木、法貴、島村、井上ほか担当官である。

「議題

- (1) 原子力保険プール結成について
- (2) 原子炉災害について
- (3) 原子炉等規制法の改正について

議事内容

現在結成準備中の原子力保険プールの業務内容、特に原子力賠償責任保険普通保険約款案について逐条説明があり、原子炉等規制法の改正との関係、事故後における保険金額復元の問題等について討議が行われた。次いで原子炉安全審査専門部会部会長矢木栄専門委員から原子炉災害について、主として原子炉の技術的安全性の側面から災害の様相、発生の確率ならびに過去の実例等について説明があった。原子炉等規制法の改正については政府部内における意見調整の問題点およびその解決見通し等につき説明があり、法律に付随する政令の内容等については今後専門部会で固めていくこととした⁹⁵⁾。」

以上のように、原子力保険プールの問題、次いで原子力災害、最後に原子炉等規制法改正が問題になった。

イ. 原子力保険プール（地震の扱い・保険の復元）

原子力保険プールについては、長崎委員から、「保険の方では原子炉等規制法の改正と関連して、原子力保険の引受能力の問題等をつめているが、近く、各社の具体的な引受能力を損保協会理事会において明らかにする予定である。また約款についても非公式に産業会議におはかりしたりして討議中である。」との説明があった。

また、原子力保険に関して、保険が地震をカバーしていないことが議論になった。もっとも、この時は、「(我妻) 地震を免責としたのは? (長崎) 外国では地震を免責としているので、再保険の関係で日本も一応免責とした。」という程度であり議論はされていない。ここで議論があったのは、保険期間中に事

95) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N03/19590310V04N03.html>

故が起った場合の保険の復元の問題である。

原子力保険の復元については、既に、安田火災海上保険株式会社原子力保険研究会「原子力保険について」ジュリ158号（1958（昭和33）年7月15日号）25頁は、「てん補金支払後、限度額は復元するものでなく、逐次減少し、責任限度を消費し尽くしたときは保険契約が終了する。」と論じていた⁹⁶⁾。

審議では、復元があって、一定期間中は事故があっても支払限度額までの保険金を支払うことが可能か、それとも一回の事故で保険金額が支払われれば、以後の支払限度額については、既払額を控除すべきかが問題になった。たとえば、原子力保険付保額が50億円であったとして、ある事故で15億円支払いがあれば、その後については、既払額を控除して35億とするか、それとも復元して50億円を付保額とするかである。これは、原子炉等規制法改正が、一定額の保険を原子炉設置等の条件としていることから問題になった。

有沢委員が「（有沢）規制法では事故の起つた場合はどうなるのか。」と質問したところ、「（島村）事故が起つた場合には、当然新しい許可が必要となる。むしろ新しい炉よりも厳重な審査が必要だと思う。このため新しいものとして

96) 安田火災海上保険株式会社原子力保険研究会「原子力保険について」ジュリ158号（1958（昭和33）年7月15日号）25頁。同論文は、一般的な原子力保険の填補責任限度額について、「一般的第三者賠償責任保険とは次の点で異なる。①責任限度額は包括的に定められ、身体障害または財物損害あるいは一事故ごとにいかほどと、それぞれ個々に限度額が定められていない。②責任限度額のわく内で記名被保険者以外の保険者にたいして保険による保護が与えられる。③一原子炉施設の全耐用期間（保険期間と一致する）について一個の包括的な金額として示される。④てん補金支払後、限度額は復元するものでなく、逐次減少し、責任限度を消費し尽くしたときは保険契約が終了する。」と述べていた。④の点について、議論が行われたことになる。近時のあり方に関して、大羽宏一「原子力災害と原子力損害賠償責任保険」大分大学経済論集51巻6号（2000年）39頁以下に原子力損害賠償責任保険約款の検討がある。更に、同「社会保障・賠償制度等 原子力発電所の災害に関する被害者救済策について」石田重森、江頭憲治郎、落合誠一編『保険学保険法学の課題と展望：大谷孝一博士古稀記念』（成文堂、2011年）729頁。同「被害者救済に関する原子力損害賠償責任保険の課題」保険学雑誌619号（2012年）23頁。

保険の対象となるものと思うが、問題は軽微な損害を支払った場合には問題になると思う。」との応答を得た。そこで、我妻博士が、保険の復元が原子炉等規制法との関連で望ましいとの観点から、「(我妻) 保険金の復元を行うという事は、保険会社にとつて非常に問題になるか。」と質問したが、保険会社を代表して長崎委員が、「(長崎) 事故の災害に後になつて出てくるので、復元を行うと、前の事故に対する支払と、後の事故に対する支払が重なり非常に問題となる。」と答えた⁹⁷⁾。結局、保険会社側は、保険の復元について消極的であつ

97) 「議事経過

(1) 原子力保険プール結成について

(長崎) 保険の方では原子炉等規制法の改正と関連して、原子力保険の引受能力の問題等をつめているが、近く、各社の具体的な引受能力を損保協会理事会において明らかにする予定である。また約款についても非公式に産業会議におはかりしたりして討議中である。

なお協会としてはプール事務局の編成の仕事が残つている。

保険約款については、わが国の損保業界の能力、外国への再保険の見通し等を勘案の上、一応事務局において原案をとりまとめた。

配布資料7 原子力賠償責任保険普通保険約款案について 説明

なお規制法では、保安規定については運転開始時に提出することとなつてゐるが、保険料金の算定には許可時に必要なので、今からその点の調整をお願いしたい。

(阿部) 燃料の精錬、加工業者はこの保険対象に入るか。

(長崎) 含めるものとしてある。ただしRI[ラジオアイソトープのこと……小柳注]利用については含まない。

(阿部) 労災保険の対象者は除くとあるが、学生等が講習を受けているが……

(長崎) それらの人々は第三者として処理される。

(石川) この約款はどこか外国の例をとられたのか。

(長崎) 米国、英國の約款を参考とし、日本の法制等に合わせて作成している。とくに異なる点は、契約期間については英國のものと大分となる。

(有沢) 将来特別法で補償義務を規定した場合、保険の方はこの約款で担保しうるか。

(松本) これはあくまで民営のもので、無過失のものまで担保するとすれば保険業法を改正しなくてはならない。

たが、その点についての明確な規定を求めていたことになる⁹⁸⁾。

(我妻) 地震を免責としたのは?

(長崎) 外国では地震を免責としているので、再保険の関係で日本も一応免責とした。

(金沢) 一事故の影響が後になつて現われるということから保険金を支払った額を当初の保険金額から差し引いた額を次の保険金額とすることについて、たとえば炉の修理再開という時に何か考えられないか。英国の場合にはcover periodというものを考えて、この点を解決しようとしている。

(長崎) 英国の場合cover periodについては5百万ポンドを保険につけていなければならぬのか。あるいは他の手段によつて事故後も500万ポンドの能力をもつていなくてはならないものか、どうもはつきりしない。

(有沢) 規制法では事故の起つた場合はどうなるのか。

(島村) 事故が起つた場合には、当然新しい許可が必要となる。むしろ新しい炉よりも厳重な審査が必要だと思う。このため新しいものとして保険の対象となるものと思うが、問題は軽微な損害を支払つた場合には問題になると思う。

(我妻) 保険金の復元を行うという事は、保険会社にとって非常に問題になるか。

(長崎) 事故の災害に後になつて出てくるので、復元を行うと、前の事故に対する支払と、後の事故に対する支払が重なり非常に問題となる。

(杉村) とくに料金の算定については経験がないので、やはりaccident baseで最初の原因によるものを控除しておかなくてはならない。

(我妻) その点行政の方からいうとどうなるか。

(島村) 行政行為で許可された炉がただちに保険対象ができるというものではないので、事故をおこした炉の再開を許可するという事と、これが保険の対象となるとは限らない。

しかし、事故が起これば、保険の継続は停止し、その分は災害の補てんに応じ、再開が許可されたものについては全く新しい保険としてよいのではないか。

(長崎) この問題はもつとはつきり規定した方がよいと思う。」

98) 最終的な原子力保険においても、自動復元は行われないことになる（事故を起こした炉について、根本的改修があり事實上別の炉とみなしうること、事故の賠償責任の総額が推定可能など一定の場合には、復元も可能である）。詳しくは、吉田照雄「原子力損害賠償責任保険の諸問題」ジュリ236号（1961年10月15日号）51頁、また、「原子力災害補償をめぐって（座談会）」我妻栄、鈴木竹雄、加藤一郎、井上亮、福田勝治、堀井清章、長崎正造、杉村敬一郎ジュリスト236号21頁〔長崎発言〕。

ウ. 原子力災害

(ア) 専門部会提出資料と議論

原子力災害について、提出された資料は、次のようなものであった。

第3回委員会資料第1号

原子炉災害について

34. 1. 20

I 原子炉事故の解析とその実例

1. 原子炉事故とは何か

1-1 大事故

原子炉事故によつて原子爆弾の爆発のような大きなエネルギー放出が行われることはない。したがつて、一般公衆に対する災害は原爆とは性格が異なるものである。

事故の原因は、

- (1) 反応度事故：起動時または運転時における制棒引抜あるいは冷水の導入、これらによる出力上昇（暴走）
- (2) 化学的事故：冷却材（水）と燃料被覆材（アルミニウム、ジルコニウムとの化学反応、ナトリウムと空気、あるいは水素と酸素の反応、これらによるエネルギー放出）
- (3) 機械的事故：ポンプ故障による冷却能力減少または冷却系破壊による冷却材損失

これらによる燃料溶解

- (4) その他：

その他の結果

- (1) 原子炉の破壊
- (2) 蓄積された核分裂生成物の放出と公衆への分散が起きる

1-2 小事故

平常時運転における放射性廃棄物の公衆地域への流出（計測の誤り、または誤操作）

2. 原子炉事故の可能性（確率）

2-1 原子炉安全機構

原子炉の設計、建設に当つては、次の通り各種の配慮をしているので、事故の可能性は極めて少い。

- (1) 内在的安全性：負の温度係数、出力係数（温度あるいは出力の増加が反応度の減少をもたらすので、出力上昇はある極限値に収れんとする）
- (2) 安全機構：制御棒、安全棒、各種設備安全機構
- (3) 包蔵：被覆材による包蔵、原子炉による包蔵、格納構造物による包蔵

また運転員の資格、管理機構、運転規程などについても充分の注意が払われるからこの面から事故の発生を未前に防止できる。

2-2 事故発生

しかし、今までの世界各国での運転実績でもみられるように、原子炉事故は皆無ではない。事故発生の直接の契機は

- (1) 原子炉構成機器の誤動作（故障）
- (2) 運転員の誤操作
- (3) 特殊運転（危険な実験等）

の3者の重複によるものが大部分である。このほか

- (4) 外部から加えられる災害（地震、洪水等）も考慮しなければならない。

2-3 事故の確率

原子炉事故発生の確率を計算することは極めて困難——殆んど不可能——と言われている。しかしその感じの程度を示すものとして、次のような数字があげられている。（1炉1年当たり）

- (1) 炉心破壊——炉機器外へ放出せず $1/100 \sim 1/10,000$
 - (2) 炉容器破壊——格納構造外へ放出せず $1/1,000 \sim 1/10,000$
 - (3) 分裂生成物の大量格納構造物外へ放出 $1/100,000 \sim 1/1,000,000,000$
- (大型原子炉発電所の大事故の理論的可能性と結果——USAEC)

3. 原子炉事故の実例

[以下略] ……

以上の配布資料に関連して、次の応答があった。

〔2〕 原子力災害について

（矢木……矢木栄東京大学工学部教授・原子力委員会原子炉安全審査専門部会部会長）配布資料1、原子炉災害についてにより説明。

（杉村）原子炉に飛行機が落ちた場合は。

（矢木）審査部会でも一度問題になつたが、まだ科学的説明を終つていない。例えば機銃、爆弾等によつてはcontainer、炉体等はさして壊れないと思う。

（伊原……伊原義徳・通産省工業技術院を経て米国アルゴンヌ国立研究所へ原子力留学をし、科学技術庁在職、後に科学技術事務次官⁹⁹⁾）その場合、炉内の放射性物質は燃料体の内部にとどまつてゐるのでただちに事故があるというものではない。事故で一番可能性があるのは故意によるものであろう。それ以外の事故では大した災害にはならない。

（金沢）ここにあげられている実例は大事故に属するものであるが、小事故

99) 著書として、伊原義徳『安全から安心への原子力——事実を知り、動燃の失敗に学ぼう』（1998年、日本電気協会新聞部）があり、「わが国で原子力の研究開発が始まった当初から、原子力施設は危険であるという反対運動がありました。その批判の矢面に立った島村原子力政策課長（当時）は、『原子力は本質的に危険な技術ですから、その安全対策に手抜きは許されません。いったん大きな事故が起きたら、原子力産業は壊滅します。原子力産業を育てようとする者は、そうならないよう万全を尽くします』と述べています。今に通ずるはっきりした考え方です」と述べている（28頁）。井原氏は、島村武久氏とともに、初期の原子力開発の中心人物の一人である。なお、その著書にいう「安全」とは、「原子炉の究極の安全は、原子炉の暴走事故の防止と、冷却材喪失などによる燃料溶融の防止に尽きます」である（16頁）。それ故、「安全審査では『事故が起きてても災害の防止上支障がない設計になっている』ことを確認する」のであり、「事故が起きたが安全は確保された」ことになれば良い。逆に、事故隠しをするのは、「安心」を醸成しない。こうした井原氏の指摘を見ると、原賠法も広い意味の「安心」立法の一つとして位置づけ得る。

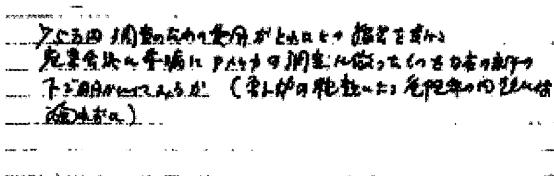
によつて災害が起つたことはないか。

(伊原) 少なくとも第三者に損害を及ぼした例はない。

(矢木) 審査部会では慎重に審査しているが、そこで対象として抑えたものが事故の可能性のすべてをcoverしているものではない。そこに補償の問題がおこつてくる。ただし、確率の点は問題としても、一定地域の住民に立退きを要求するような事故が起ることはありうる。」

(イ) 原産委嘱による独自調査

以上の原子炉事故に関する説明で我妻博士が満足したかははつきりしない。というのも、矢木教授の説明は、「事故の可能性は極めて少い」とことおよび「一定地域の住民に立退きを要求するような事故が起ることはありうる」ことであったからである。賠償法としては、一旦事故が発生すればどの程度の損害が起こりうるかが、賠償額、保険、さらには国家補償とも関連して問題になる。これと関連して、我妻博士の原賠法関連ルーズリーフに「5月14日（5月11日加舎君（加舎章科学技術庁原子力局課員……小柳注）と）との頁があり、その頁下段に次の記述が存在する¹⁰⁰⁾。



「75万円調査のための費用がとれたとの報告を受ける。

産業会議に委嘱してアメリカの調査に倣ったものを日本の条件の下で明らかにしてみるか (原子炉の種類による危険率の問題には触れずに)」

ここで言及されている「アメリカの調査」とは、先述のWASH 740であり、これは相当程度の被害を予想していた。その日本版の調査が、「大型原子炉の

100) 我妻榮関連文書13-4-1 災害補償関係にあるルーズリーフ。

事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」である¹⁰¹⁾。これについては後に、第38回衆議院科学技術振興対策特別委員会第13号昭和36年4月20日（木曜日）で、総理府事務官（科学技術庁原子力局長）杠文吉〔ゆずりはぶんきち〕による次の答弁がある。「世界におきまして今日まで出ておりますのは、この大型炉の計算のよりどころといたしましたWASHの記録、すなわち、ブルックヘブン研究所におきまして試算いたしただけの資料でございます。これも、その当時、やはり損害賠償措置をアメリカにおきまして考える一つのよりどころといたしまして計算をしてみたということでございます。そのWASHの資料を受けまして、日本にこれを適用した場合にどういうことに相なるだろうかというので、原子力局が七十六万円をもちまして委託研究を原子力産業会議にいたさせまして、そうして調査報告書として出て参りましたのが、先ほど岡先生もおあげになりました、お手元に資料としてお配りした『大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算』というものでございます。他によるべきところの資料は、私たちは、まだあるということを承知いたしておりません。」〔下線部は小柳〕。

ここで出ている76万円という数字は、我妻博士のルーズリーフの75万円に近い（なお、第10回部会（後述）では「76万円の予算」としている）。調査のあり方や委託先が原産会議であることも含めて、この調査は、我妻博士の関与（「日本の条件の下で明らかにしてみるか」）により開始されたと考えられる（原産の意向もあった）。

(ウ) 独自調査（「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」）の内容

独自調査の内容については、今中哲二「原発事故による放射能灾害——40年前の被害試算」論文（1999年）が次のように紹介している。

「米国にならい日本でも、プライス・アンダーソン法に相当する原賠法を制

101) 今中哲二「原発事故による放射能灾害——40年前の被害試算」軍縮問題資料1999年5月号（223号）20頁。「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」は、<http://homepage3.nifty.com/h-harada/nonuke/lib/sisan/hyosi.html>でその内容を見ることができる。

定することになった。そのためには、日本の原発で事故が起きた際にどれくらいの被害が出るのかを見積もっておく必要がある。科学技術庁の委託を受け、日本原子力産業会議がWASH740を手本に原発事故規模の試算を実施した。1960年に『大型原子炉の事故の理論的 possibility 及び公衆損害に関する試算』と題する全文244ページの報告書（以下、原産報告）ができあがった。試算結果はあまりにも大きな被害を示していたため、当時原賠法の審議を行なっていた国会には一部が報告されたのみで、全体はマル秘扱いとされた。』

「対象原発と周辺状況 東海原発に対応するよう熱出力50万kWの原発が想定され、周辺の人口密度は1平方km当たり300人、20km離れたところに人口10万人の中都市）、120kmのところに人口600万人の大都市と、ほぼ同人口の周辺層（東京および周辺都市）が想定されている。」

「損害額がもっとも大きいのは、放出条件が低温・全放出・粒度小で気象条件が温度通減・雨の場合で、3兆7,300億円と途方もない額になっている。温度通減の場合放射能は拡散するが、その分汚染面積が広くなり立退きや農業制限の面積が大きくなり損害も巨大となる。10万人の早期立退き、1,760万人の退避・移住、15万平方kmに及ぶ農業制限といった数字に匹敵するようなことは、戦争にともなう壊滅的被害しか思い浮かばない。1960年の日本の国家予算は1.7兆円であった。表3の試算結果は、万一の場合には、原子力事業者のみならず国家経済が破綻してしまう可能性を示している。過小評価の明らかな要因などいろいろな問題が残るもの、原産報告は原発大事故のとんでもなさをみごとに示している。ちなみに、1986年の切尔ノブイリ事故によって最大の放射能汚染を受けたベラルーシでは、その被害額を国家予算の32年間分と推定している。『本調査の目的は、原子力平和利用にともなう災害評価についての基礎評価を行い、原子力災害補償の確立のための参考資料とすることにある』という原産報告の目的は十分に果たされたといってよいであろう。」

残念なことに、この調査結果と原賠法審議との関係がはっきりしない。そもそも、この調査は、既に見たように我妻博士のイニシアチブにより開始したものであるが、その結果は、原賠法制定審議の原子力災害補償専門部会の配布資料には含まれていない。単に、我妻文書に現物がないのみならず、毎回の配布

資料の目録が掲載していない。また、星野博士は、昭和34年10月の私法学会シンポジウム「原子力災害補償」で、「現在原子力産業会議でその調査・研究が行われているようです」と述べる¹⁰²⁾。こうしてみると、部会員は、昭和34年10月半ば時点であっても、その具体的な内容を知らなかつたとも考えられる。とはいえ、星野英一・竹内昭夫「問題点の再整理」（第14回資料第3号昭和34年9月17日）には、原子力事業者の「免責事由を規定しなくても、国中めちゃめちゃになったような場合にはもはや実際上どうにもならない」との記述があるから、原子力事故があれば、「国中めちゃめちゃになったような場合」というような相当程度の被害が起こる可能性があることは、部会委員たちは認識していたと考えられる。

一旦原子炉事故が発生すれば、非常に巨額の損害が発生しうるということは、単に事実の認識というだけにとどまらず、国の関与をどのように規定するかについても関連する。仮に、国が損害賠償責任を負うとしてもそれが天文学的になりうるとすれば、財政当局としては消極的になるのが自然だからである。

エ. 原子炉等規制法の改正について

先の議論に続き、原子炉等規制法改正に関連して、次の議論があった。

「(3) 原子炉等規制法の改正について

(島村) この改正については若干問題が残つてゐるので、御審議願いたい。改正点の第1は、23条に損害保障措置の項を加え〔23条2項9号「九 核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)による災害で原子炉施設の事故に基くものによつて第三者に損害を与えた場合におけるその損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)」の文言……小柳注〕、これを受け24条に5項をつけ加える〔「五 損害賠償措置が政令で定める基準に適合していること。」の文言……小柳注〕。これが改正の骨子で、他はこれに関連したものである。なお76条は国に対する適用の問題を規定したものである。

102) 星野英一「民事責任の問題〔シンポジウム原子力損害賠償〕」私法22号69頁。

まず23条9号は、申請書の内容であるが、実質的には、政令で決定する基準により、保険に入るか又はその他の措置をとることを要求する。ただしその場合、基準をどのようにするかはきわめて困難であるが、少くとも保険金額を定める場合の基準としては出力、型式、人口等が考えられる。ただし、ここでは第三者に放射線障害を及ぼしたものに限られている。この場合クセノンによるものは問題なので分裂生成物をとくに表示した。

ここで問題として残つているのは、保険約款との関係で、保険の方は原子力の施設による災害をも含めて考えている。規制法でも広く災害の範囲をとるべきであるという意見がある。しかし従来この法律では原子炉による災害に限られていたので、補償措置についてだけ広くとることはやや均衡を失する。また従来からも原子炉の概念には原子炉本体に限られず、これに密接に関連している施設を含めて考えている。当面はこの範囲で十分と思われる所以、一応従来の概念に従うこととし、将来必要がある場合にはこれに加えたい。換言すれば、国の要求する保障措置は保険の対象とは広狭を異にするということである。

なお、附則については、公布日から6カ月以内に施行するとなつてゐる。これは保険プールの結成と関連している。これは安全をとつて6カ月としたものである。これについては大蔵省から若干異論が出ている。1年位に延長するとすれば、次の国会にはかればよいことになる。この点交渉の結果大蔵省も若干譲歩したので原子力委はこの線ですむことになつたので、公布6カ月以内に保険プールが出来なければ保険以外の補償措置をもつもの以外には、炉の設置許可はできない。なおこのほか既設のものまたは申請中のものについての補償措置も講じられている。

国に適用を除外する点については、国は責任能力が十分なので適用しないという事と、予算その他で保険に加入した方がよいことがあり主計局から除外規定を入れるようにとの事であつたので、つけ加えた。ただし、全般的な補償法が出来た段階では国にも適用することが望ましい。

また政令で定める基準については配布資料6. の通りである〔第3回資料第6号 原子炉等規制法第24条第1項第5号の運用について（案） 34.1.28原子力局 1. 「原子炉設置者が適当と認められる金額を原子力賠償責任保険に附

保しているか或いはこれに代る措置が講じられている。」ことをもつて損害賠償措置が政令で定める基準に適合していることとする。以下略……小柳注]。この基準を保険の決め方と全く異つたものとすると実質が伴わなくなるので十分連絡をとつて決めたい。

保険の引受能力はさして大きくはないと思われる。したがつて、いかなる原子炉もすべて最高限度まで保険にかける、このほか最低限度を定めるもの等いくつかの基準の決め方が考えられる。

これについては保険業界の考え方がまとまらないとなかなか決められないが、ここで一応どのような方法をとつたらよいか御意見をうかがいたい。

(我妻) 附則の2点に該当するものは?

(島村) 現在のところない。なお原研については設置の許可を要しない。

(佐々木) 保険会社が大蔵省に申請される場合は、免税等の問題は含まれないか。

(長崎) そこまでは要求しないと思う。

(我妻) 国への適用については将来総括的な制度を考えるときでよい。

(福田) では保険プールが結成できないと一切の許可はできないか。

(島村) 3月に成立したとして4月に公布したとすると、10月頃までは施行されていないので許可はできる。ただし施行後は2カ月以内に保険につけなければならず、そのとき保険ができないと運転を止められることがある。

(長崎) これは大蔵省の許可が得られなければ問題であるが、practicalに考えれば時間切れとなつて踏切れば何とかなると思う。

(金沢) 23条9号では原子炉に限られているが、保険の方では広い対象を考えている。この場合最高限度は原子炉に限つて保険とつけるとそれは変つくるのではないか。

(長崎) それは変わらない。ただしsiteごとに保険につけるので東海村のごとくいくつもある場合には、その最大のものの金額をつければ他のものもつけ加えられて行く。

(島村) そのように保険の対象として1siteの中にいくつも入るとすれば法律上問題はないと思う。ただし、限度一杯の保険につけることを条件に許可し

た場合には、保険対象では広いので、限度以下になる惧れもある。

(金沢) 政令では数字まで明示するのか。

(島村) 一応具体的には不可能なので抽象的に書くということに法務局も了承している。その内容は専門部会の審議によつてつめて行きたい。

(我妻) その点保険会社ではどのように考えているか。

(島村) 米国のように大きな巾があるとすれば細かく切ることも可能であろうが日本では若干実情に沿わないのではないか。

(長崎) 個人的には25億円程度になると思う。すべてを最高限とすれば、保険料でadjustすることができる。

(我妻) その点は保険会社が考えるのが一番よいと思う。

(長崎) 外国の例を見ると大体20億～50億円程度でOECDでも50億一寸程度の事を考えているようだ、それ以上のことは困難としても大体20～30億円程度までは日本でも引受られる。

(金沢) 日本の場合責任制限、国家補償等について規定していない。この点と政令以下で決める基準との関連が問題だと思う。

(我妻) それは根本問題だが、国として一応保険をつけなければ許可してもよいと考えることはできる。

(島村) なお規制法の問題は、政府で現在進めている問題なので、一応部会に報告したという事で御了承願いたい。

次回は2月17日（火）午前10時より」

以上のように、第3回では、事故があった場合の責任制限の問題を念頭において、原子炉等規制法改正の問題が論じられていた。

(4) 第4回昭和34年2月17日

ア. 原子力委員会月報の記述

原子力委員会月報第4巻第3号は、第4回委員会（昭和34年2月17日（火）10：00～12：30）について次のように伝える¹⁰³⁾。

103) 出席者は、専門委員として我妻、鈴木、金沢、星野、福田、阿部、長崎、真崎、

「議題

原子力災害補償問題海外調査員報告、その他議事内容

欧米各国における原子力災害補償問題について調査した海外調査員から各國の補償制度ないしその案ならびに原子力保険の動向等について調査結果の報告があり、financial protectionと国家補償との関係、再保険と関連する各國の保険約款の内容等について質疑が行われた。

次いで原子炉等規制法の改正について国会に上提された最終案につき報告があった。

なお今後の専門部会の運営方針として原子力保険、国家補償、法制問題の3点の審議を進めることとし、とりあえず規制法改正点の実質的内容をなす原子力保険の約款案を取り上げることとなつた¹⁰⁴⁾。」

イ. 海外調査の結果報告

第4回の中心は、海外調査の結果報告である¹⁰⁵⁾。加藤章科学技術庁原子力

杉村、早川、専門委員代理として、梅原、宮原（大蔵省）、後藤、尾身（通産省）、渡辺（運輸省）、原子力委員として有沢、石川、原子力局として島村ほか担当官である。

104) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N03/19590310V04N03.html>

105) 原子力委員会月報昭和33年11月号は、次のように伝えている。「原子力委員会では、原子力災害補償についての基本方針の決定、専門部会設置の決定など原子力災害補償制度の確立をめざして決定した諸事項に関連して、諸外国における制度および動向を調査させるため原子力災害補償問題調査員を欧米諸国に派遣することとし、10月15日開催の第39回定例会議において次のような派遣要領を決定した。

原子力災害補償問題調査員派遣要領

1. 目的 原子力責任保険を主体とする原子力災害補償制度を確立するためにはまず諸外国の制度および動向を調査する必要がある。そこで官民から適任者を選び、原子力災害補償問題調査員を諸外国に派遣し、原子力責任保険および国家補償問題等の実態と動向を調査させる。
2. 調査事項 原子力責任保険制度の実態と動向、賠償責任に関する問題および国家補償制度の実態と動向等
3. 調査期間 昭和33年11月～昭和34年1月

局課員（昭和34年12月に加倉章「原子力災害補償の方向」時の法令337号を発表した。大蔵省出身であり、大蔵省官房審議官を最後に退官）は、次のように説明した。①原子力損害賠償制度は各国で準備が進められている。②とりわけ、米国では、「一昨年9月にプライスアンダーソン法が原子力法の一部改正として成立。原子炉設置者は60百万ドルまでのfinancial protectionをつけることを義務づけられた。」。③更に国家補償措置も導入されている。④「英國については原子力施設法が上院で修正を受けたがその一つは時効を10年から30年に延長した。ただし保険については10年とし、それ以後は国が考慮することとした。また5百万ポンド以上の災害について従来設置者を免責していたが、修正案では、国会がこの点を審議することになっている。」。⑤ドイツでも、法案が準備中で5億ドイツマルクまではfinancial protectionをもつこととし、設置者が保険その他で持つ額はこの内数とし、法案中に金額はうたわれていない。⑥イスラエルも法案を準備中で、30百万イスラエルペソまでのfinancial protectionをもたせることとし、10年後の障害に対してはfundから補償することも考えており、fundの源泉は炉の設置者が原則として負担することになっている。⑦このほか

4. おもな調査対象機関 原子力行政担当行政府（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、スイス、オーストリア）、Nuclear Energy Liability Insurance Association（アメリカ）、Mutual Atomic Energy Reinsurance Pool（〃）、Nuclear Energy Property Insurance Association（〃）、Nuclear Insurance Rating Bureau（〃）、Harvard University,（〃）、British Insurance Atomic Energy Committee（イギリス）、European Nuclear Energy Agency of O.E.E.C.（フランス）、European Atomic Energy Community（ベルギー）、Centre d'Etudes de la Commission Permanente du Risque atomique、Comité Européen des Assurances（スイス）

その後調査員の人選を進めていたが、現在までに次の各氏の派遣が決定した。

加倉章科学技術庁原子力局、金沢良雄北海道大学教授、真崎勝東京海上火災保険㈱企画室参事、関戸好藏大正海上火災保険㈱企画部次長」(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V03/N11/195807V03N11.HTML>)。ここで紹介されるのは、その調査の結果である。

欧州諸国はOEECがDraft Conventionを準備している¹⁰⁶⁾。

106) 「(1) 原子力災害補償問題海外調査員報告

(加倉) 米国では一昨年9月にプライスアンダーソン法が原子力法の一部改正として成立。原子炉設置者は60百万ドルまでのfinancial protectionをつけることを義務づけられた。その際最低は250千ドルと定められ、他は熱出力KW当り150ドルと定められていた。ただし暫定規制については最近改正しようとする動きがあり、最低を300万ドルに引き上げようと考えられているが、これについては各種の意見が出されている。

なおプライスアンダーソン法は、AECの移転に伴う改正、非営利教育用炉については250千ドルまでのfinancial protectionで打切る。またSavanna号についての適用の3点が改正されている。

また、暫定規制についても国家補償5億ドルについての補償契約ならびに保険約款のひな型をこれに入れること等を考えている。

このほか米国の原子力施設許可申込の記録等配布資料(1)のごとき資料を取得してきた。次に英国については原子力施設法が上院で修正を受けたがその一つは時効を10年から30年に延長した。ただし保険については10年とし、それ以後は国が考慮することとした。また5百万ポンド以上の災害について従来設置者を免責していたが、修正案では、国会がこの点を審議することになっている。

ドイツについては、すでに政府提案の第2次法案を国会に提出しているがこれはわが国の規制法【原子炉規制法……小柳注】のようなものをも含んでいる。またこの法案では5億ドイツマルクまではfinancial protectionをもつこととし、設置者が保険その他で持つ額はこの内数とし、法案中に金額はうたわれていない。

スイスも法案を準備中で、30百万スイス・フランまでのfinancial protectionをもたせることとし、それ以上の分については国が考慮する場合もあるとしている。このほか、国がfundを作り、10年後の障害に対してはこれから補償することも考えており、fundの源泉は炉の設置者が原則として負担することとなつてている。

このほか欧州諸国はOEECがDraft Conventionを準備しており、これによつて保障問題を解決しようとしている。これは3月頃までに見通しがつくものとみられている。OEECの案は原則として15百万ドル以上のfinancial protectionをoperatorが準備することとしているが、自国の法律がそれ以下の額を規定している場合には5百万ドル以上であればその法律に従うこととしている。

なおユートラムはOEECの枠の中で作業しており、OEECの行なつていない分野

ウ. 各国で補償措置金額の異なる理由

これに関する質疑応答では、各国で措置金額が異なるのはなぜか（「（鈴木）そのように各国の金額が異なるのはどういう理由によるのか。」）というものがあつたが¹⁰⁷⁾、答えとしては、保険会社の消化能力が大きな理由であるというものがあつた（「（加倉）米国では保険の消化能力から最高限を規定し、それ以下では各種の算定式で規定している。英国では消化能力は10百万ポンドといわれるがこれは強制保険は5百万ポンドとされた。またスイスでは保険会社が消極的なため30百万フランとなつていてる」）。また、日本との関係では、日本は比較的

をとりあげている。たとえば国家補償や国際的補償ファンドの研究を行つている。

IAEAについてはなおinternational panelの開催をまつて手をつけようとしている。

全体を見渡して、包括的な制度を一度に完成させることは考えていないようで輸送その他はまだ充分取上げられていない。」

- 107) この点、国会では、昭和33年10月に次のような議論があった。「（岡良一……日本社会党、衆議院議員を経て後に金沢市長） なお保険制度の問題であります、アメリカの場合、これは若干法制的に、いわゆるプライス・アンダーソン氏法がある。これでは、大体五億ドルまでの最高限の国家補償をやる。邦貨にして千八百億。そのかわりに原子炉の設置者は、七千万ドル〔約250億円…小柳注〕は強制的にその原子炉について保険に加入しなければならない。非常に高額なお金を払わされておるわけです。こういうことは、やはり動力炉を導入する、そしてそれが運転するまでにゆるゆるきめるということありますけれども、発電単価にもかなり私は影響する問題がありやしないかと思う。そういう点も考えて、十分に一つすみやかに御検討願わなきやならない。それから、もう一つは、英國は五百万ポンドか何かだったと思いますが、これは国がやっておる。まだ各国としてやっておるのは英國とアメリカ、しかもそれが非常にこういうふうに最高の国家補償が違う。一つは邦貨にして千八百億、一つは邦貨にしてわずかに五十億というふうに、これは原子炉の安全性に対する観念、あるいはまた、原子力産業政策に対する顧慮から、いろいろな手を打たれておると思うのです。私どもは単に金額の問題じゃなく、そういう原子力産業政策とか、原子炉の安全性に対する判断とかいうようなものがやはりこの最高の補償額を決定する重要な参考になると思う。そういう点をも十分考慮して御決定を願いたいのである、御研究願いたいのであります」（第30回国会衆議院外務・科学技術振興対策特別委員会連合審査会第1号昭和33年10月28日（火曜日））。

人口の多い地点に原子炉を予定しているという問題があることが指摘された（「（真崎）第三者保険の場合1/10body injuryに9/10はpropertyに支払われるものとみられるが日本では人口過剰の問題がある。英國では5百万ポンド以上の損害の発生しないlocationを選定するといつている。」）。

エ. 国家補償に伴う実務的問題

更に国家補償のある場合に、支払がルーズになりかねないという問題があること（「（鈴木）国家補償があると、他人の金であるということでclaimに対して支払がルーズになる惧れもあるので、privateに支払をすることはできない。」）、さらに、支払限度額があると早い者勝ちになるおそれがあることも指摘された（「（星野）被害者が多い場合、早いものが補償を受け、後のものは金額以上のため補償をうけられない場合も考えられるが……。（金沢）米国の場合一応検討をつけて、各種の指示ができることになつていて。（加倉）英國では5百万ポンド以上の損害は起きないのでその問題は起こらないといつている。」）¹⁰⁸⁾。

108) 「（石川）欧州で他国に損害を及ぼした場合は。

（加倉）自国の補償範囲内で他国に補償することを考えている。

（金沢）それはOEECのDraft Conventionにあるのか。

（加倉）その通り。

（金沢）ドイツの場合には。

（加倉）少くとも民間のものとの差は國家補償をすることになつて（^{（マサ）}）いる。なお英國の場合には国家補償は必ずしもはつきり規定されていない。

（石川）Savannaの問題は。

（加倉）他国で事故を起こした場合には5億ドルの国家補償を適用する。

（我妻）スイスについては30百万ドルを越える場合は。

（加倉）國家が補償しうるとしている。

（鈴木）そのように各国の金額が異なるのはどういう理由によるのか。

（加倉）米国では保険の消化能力から最高限を規定し、それ以下では各種の算定式で規定している。英國では消化能力は10百万ポンドといわれるがこれは強制額は5百万ポンドとされた。またスイスでは保険会社が消極的なため30百万フランとな

つてある。

(石川) 生命保険についての金額も各国は異なるか。

(真崎) それは所得能力に比例しているとみられる。自動車保険の場合米国では10千ドル日本では30万円となつてある。

(長崎) なお30万円となつたのは保険料の支払能力も関係している。

(真崎) 第三者保険の場合1/10 body injuryに9/10はpropertyに支払われるものとみられるが日本では人口過剰の問題がある。英国では5百万ポンド以上の損害の発生しないlocationを選定するといつてある。

(有沢) 5百万ポンド以上の場合は議会が発意するのか。

(加舎) 3百万ポンドを越えた場合設置者が政府に報告しこの段階で議会が審議することになつてある。

(我妻) 英国では単行法を出しやすいのではないか。

(鈴木) 米国で250千ドルを越える分についてはどうなるか。

(加舎) それ以上5億ドルまでは政府が補償する。

(鈴木) それは一般のclaimと同様で裁判所に訴えられることもある。

(金沢) 5億ドルまでは設置者が責任をもつてゐるので、それを国家が肩代わりする。

(真崎) supplir[ママsupplierか? ……小柳注]が保険されるようMITでは2百万ドルまで保険をつけてある。

(鈴木) 国家補償があると、他人の金であるということでclaimに対して支払がルーズになる懼れもあるので、privateに支払をすることはできない。

(星野) 被害者が多い場合、早いものが補償を受け、後のものは金額以上ため補償をうけられない場合も考えられるが……。

(金沢) 米国の場合は一応検討をつけて、各種の指示ができることになつてある。

(加舎) 英国では5百万ポンド以上の損害はおきないのでその問題は起こらないといつてある。

(真崎) 米国の保険プールでは日本の再保険を受けることも考えている。ArgonneNL(アルゴンヌ国立研究所(Argonne National Laboratory)のこと……小柳注)の場合は国の財産でUniv of ChicagoがAECのContractorとしてoperateしている。なおShipping portについては何か国家補償の特約があるのか。実際には保険をつけていない。

なお法案中に無過失責任の規定があるかどうかの点については、必ずしも法の中

に規定されているとは見られず、結局判例によるものといわれるとMichigan大学ではいつていた。しかし、米国民間保険会社自体が原子炉についてのengineering consultantをつかって設計その他をcheckしている。

Atomic Energy propertyでは従来から大企業の施設についてはpoolで引き受けていたが、原子力施設についてもこれは重要であるといつていた。

また、MITのcp-5については、当初から保険会社が関連して18ヶ所の修正を行い、その結果保険料率そのものの引下げが行われ、現在200万ドルの保険を引受けている。

英国においては、米国のやり方について討議したが、米国のpolicyが長期であるという点について、保険料の還付を行うとしているが、10年間を実績とみるのは困難であるとみている。これは欧州のpoolも同様に考えている。それと英國側が日本に要望した点は地震の取扱について慎重にやつてほしいという事である。日本では民法709条がある限り地震責任は免責されることになると思う。OEECのdraftでもexceptional natural disasterと規定している。

なお、supplierの責任については、operatorにchannelされることにしているが、この点についてはIAEAでは若干疑問を出している向もある。OEECのconventionにはfuelの輸送危険についての規定もあつたがこれは否決された模様である。

イタリーはOEECの制度が成立したらそれに準據することとしている。その他の国でも立法後OEECに揃えて修正することを考えている。

(有沢) IAEAの草案は出来ているか。

(長崎) 原子力施設damageを広くとつている点、責任の集中についてもoperatorとし、これが免責されるのは故意に災害を起したもののある場合、戦争の場合、等だけを規定している。

この反面として有限責任としてあるがその金額はブランクになつていて。

国家責任については国際法の関係だけを規定しているようである。このほか内外人の差別の禁止、裁判所の指定等が規定されている。

(鈴木) operatorとはどういうものか。

(我妻) owner operatorとみるべきだろう。

(長崎) IAEAのdraftではliabilityを負うものと規定されている。

(石川) 先ほどWienではsupplierにも一部責任をもたすべきだといつていたというが、それが国際的に決まるはどうなるか。

(真崎) その場合には日米協定のHold Harmless Clauseは廃棄されるがその場合には米国からengineerが来てoperateするだろう。

オ. 地震と保険

そして、地震の問題が再び登場した。長崎委員が「(長崎) その点は地震の問題が大きい。配布資料の通り、米国の場合を除いて各国とも地震を免責している。英国に日本での地震をもたせるとしたら、Lloydsのunderwriterの半分は引受けないであろう。」と述べた。さらに、「(石川) 地震以外のitemで英国が日本の保険を引受けないという点は? (真崎) 英国では地震以外にはとくにあげていない。」という応酬があり、再保険の関係上、保険が地震リスクをカバーすることが難しいことを示している¹⁰⁹⁾。

(有沢) IAEAでは国際的なfundを作る事は考えていないか。

(長崎) 必ずしもはつきり考えていないようである。

(有沢) 日本の場合、引受能力は原電の財産保険にも足りないが。

(真崎) 原電の場合抵当権の裏付けとして保険をつけることが必要だがその場合英國と共同保険という事も考えられる。

(島村) 日本の原子炉設置者が直接米国又は英国の保険に加入しうるのか。

(真崎) 貨物の場合などは国際的に付保しうるが、原子炉はこのようなことは一切認めず、一応当該国内で引受をし、その後再保険に出すという原則が2年前からほぼうち立てられている。

(石川) 保険約款が各国で異なる場合は。

(長崎) その点は地震の問題が大きい。配布資料の通り、米国の場合を除いて各国とも地震を免責している。英国に日本での地震をもたせるとしたら、Lloydsのunderwriterの半分は引受けないであろう。

(石川) その場合英国のengineering consultantを使ったとしたら。

(真崎) Colder Hall型は第3者に対して損害を与えない程度のearth quake proofをもつてているといわれている……。

(石川) 地震以外のitemで英国が日本の保険を引受けないという点は?

(真崎) 英国では地震以外にはとくにあげていない。

(金沢) 英国のpolicyの復元の規定は?

(真崎) 法律が成立すれば改正されると思う。」

109) その他として、原子炉等規制法改正に関連して次の応酬があった。

〔2〕 その他

(島村) 規制法の改正案は、その後政府部内で修正を受けた。その第1点は、「原

以上の議論の後、我妻博士が次のように今後の方針を明らかにした。

「(我妻) 今後の部会として第一は保険、第二は国家補償、第三は包括的な問題の三点について審議を進めたいと考えている。まず国家補償については金沢氏、保険は竹内氏、全般的な基礎理論については星野氏に委嘱したい。この場合保険がかなり進んでいるのでこの点をどうするか。

保険の問題は、今当局がいつたようにはつきり取上げた方がよいと思う。

(有沢) ここで最初に保険を採り上げて頂きたいというのはやはり規制法改正と関連している¹¹⁰⁾。」

子炉施設のうち政令で定めるもの」とし、従来「原子炉」としてあつたものをやや広げうる余地をとつた。

第2点は、大蔵省側でpoolの認可等に大事をとつて、施行日を公布日から1年とすべきであるといつていたが、これは「9月」となつた。

なお国会での審議は、明日頃から開始される。

IAEAのpannelに保険専門家と法律学者を派遣する件については、長崎氏に参加するようIAEAから通知があつた。これは最初の申出と異るので交渉したが、先方は人員をしほることになつたためであり一応一回目は長崎委員に出席をお願いし、その後の会合については改めて考慮することとなつた。

前回の部会で保険約款について説明を頂いたが、それは政令と大いに関連をもつて、当方としても要望したい点もある。これを事務的に損保側と交渉したいと考えているが、この部会でも御意見を頂きたいと思う。これをここで採上げるかどうか御決め願いたい。出来れば次回までに御意見を頂きたい。あるいは小委員会を作つて審議することも考えられる。

(我妻) 新聞では国家補償も考えずに規制法だけ改正するのはおかしいといつてゐたが……。

(島村) 与党側に事前に一応の報告もしてあるので……。

(我妻) IAEAのpannelについては各回毎に人が異なるのか。

(島村) そうではない。」

110) これに続けて、次のような発言があった。

「(我妻) ただ全員に約款を配つて勉強しようというのは能率的ではないので、小委員を作つた方がよいと思う。

(長崎) 保険の方では各方面の意見で現在若干の手直しに着手しているが……。

(5) 第5回昭和34年3月6日

ア. 原子力委員会月報の記述

原子力委員会月報昭和34年5月号は、原子力災害補償専門部会第5回（3月6日（金）10：00～12：30）¹¹¹⁾の審議について次のように伝えている。

「議題

原子力賠償責任保険普通保険約款案について
配布資料

- (1) 原子力賠償責任保険普通保険約款解説書
- (2) 英国原子力施設（許可および保険）法案仮訳
- (3) 原子力の分野の第3者責任に関する協定（案）
- (4) 第4回議事録
- (5) 各国原子力災害補償立法制度一覧
- (6) 西独原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律案
- (7) スイス原子エネルギーの平和利用および放射線に対する保護に関する連邦法案

議事内容

（有沢）協会の案が全く固まらないうちにこちらの意見を出した方がよいと思うが……。

（島村）この部会は人数も多くないので、小委員会というものではなく、一応各委員に御意見を出していただきそれを事務局で整理して、部会での意見をまとめようにしたらどうか。

（我妻）書面で意見を出すのも大変だから、次回にこの席で各人が意見を出してもらつたらよいと思う。

次回は3月6日午前10時】

111) 出席者は、専門委員として、我妻、鈴木、金沢、星野、竹内、安部、早川、福田、真崎、杉村、同代理として相原、宮原（大蔵省）、尾身（通産省）、井上（運輸省）、原子力委員として、有沢、原子力局として、代々木、島村、井上、藤波ほか担当官、幹事として加倉、鈴木、川島である。

事務局幹事から配布資料の説明があり、次いで島村調査官から原子炉等規制法一部改正法等の国会審議状況について説明があり、原子力賠償責任保険普通保険約款の審議に入り、民間保険と国家補償との関係、地震の問題、バックグラウンドの問題の意見が出され、次回に引き続き審議することになった¹¹²⁾。」

既に見たように、第4回審議の終わりに原子炉等規制法改正との関連で原子力保険を集中的に議論の対象とすることになったが、この第5回では、保険約款を探り上げて議論を行った。

イ. 原子力賠償責任保険普通保険約款案（第2次案）

(ア) 約款案

第5回では、資料として「(第5回委員会資料第1号) 原子力賠償責任保険普通保険約款案（第2次案・解説書）原子力賠償責任保険小委員会（34. 2. 25.）¹¹³⁾」が提出された。その際、「(真崎) この約款では第1条、第5条が重要なので、ここから始めたい。」との説明があったように、第1条及び第5条が重要であった。同約款（案）は、次のように規定した。

「(責任の範囲)

第1条 当会社は、この約款に従い、被保険者が保険証券記載の施設における偶然の事故（以下「事故」という。）により生じた原子力災害につき、法律上の損害賠償責任を負担することによつて被る損害をてん補する責めに任ずる。

2 前項の「原子力災害」とは、核燃料物質（使用済燃料を含む。）またはこれによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性・爆発性その他の有害な特性により生ずる人の身体の障害（障害に起因す

112) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N05/19590505V04N05.html>

113) 『我妻榮関連文書目録』119頁【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係2)「原子力災害補償資料（自第二回至第八回）」：1958. 2. 16～1959. 5. 4中の資料。

る死亡を含む。) もしくは物の滅失・き損・放射能汚染をいう。

.....
(てん補しない損害)

第5条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによつて被る損害をてん補する責めに任じない。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によつて生じた賠償責任
- (2) 放射能の緩慢な蓄積によつて生じた賠償責任。たゞし、保険証券記載の施設の損壊・故障もしくは操作の誤りに起因する場合を除く。
- (3) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争（宣戦の有無を問わない。）その他の変乱によつて生じた賠償責任
- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、被保険者による武器またはその他の戦争用具の製造・供給・管理もしくは使用によつて生じた賠償責任
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震または噴火によつて生じた賠償責任
- (6) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特約ある場合において、その特約により加重された賠償責任。たゞし、第三者が負担すべき法律上の賠償責任を被保険者が特約により負担した場合を除く。
- (7) 被保険者が所有・使用または管理する物の滅失・き損もしくは放射能汚染につき、その物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- (8) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被つた身体の障害に起因する賠償責任
- (9) 事故発生日から10年経過後被保険者に損害賠償請求を行つた者に対する賠償責任

(イ) 約款案の「解説」

この約款案の解説は、第1条の「偶然の事故」について、「この保険が発動するためには、保険証券記載の構内において放射性物質が偶然の原因により放

出されることが第一の要件であり、これを『偶然の事故』としてとらえている。原子炉施設においては、平常でも若干の放射性物質が施設外に放出されているが、この場合の放出はこの約款にいう偶然の事故ではない。…〔中略〕…なお、偶然の事故の意味を補足するため、第5条第2号でとくに放射能の緩慢累積に関する規定を設けている。」と述べる。

また、地震については、第5条の解説で次のように述べている。

「一(5) 地震危険免責— 原子炉及び放射性物質収容設備には、特に高い耐震性を要求され、また異常地震の際も放射性物質の散逸を防ぐ義務が炉施設者に課せられている。このため法定耐震度以下のシヨツクや緊急措置の手抜りによる原子力災害については、現在の不法行為法の下においても、被保険者に賠償責任が生じることとなろう。従つて、一定の限度以下の場合は有責とし、これを超える不可抗力の大震災のみを免責とする（賠償責任そのものが発生しないときは勿論対象外）ことも考慮したが、限界震度付近の地震の際には、担保・不担保の効果の差が顕著であること、および国際的な保険者の動向等を勘案して一応地震に関する一切の危険を免責とし、今後の検討にまつことにした。」

この結果、原子力災害が生じた場合に、保険の役割が限定的であることが明らかになった。それは、保険引受額を超える損害が生じた場合には原子力事業者は損害賠償の義務を負うとされていること（免責が予定されていないこと）、保険は地震による災害をカバーしないこと、保険は緩慢な放射能等の累積による被害についてもカバーしないことである。これらは、いずれも原子力事業者（さしあたりは原電）にとって厳しい問題であった。

ウ. 保険と国家補償

保険と国家補償については、原電の福田委員から、「約款の審議に入る前に一つ政府の方針を伺いたい。それは保険金額をもつて〔原子力事業者の……小柳注〕責任の限度とするかどうかである。」との問題提起がなされた¹¹⁴⁾。これ

114) 「5 議事経過
加舎幹事より配布資料説明

次いで島村調査官より原子炉等規制法一部改正法案の国会審議状況について説明があつた。

(1) 原子力賠償責任保険普通保険約款について

(我妻) 保険約款について各人御意見をお持ちと思うので審議に入りたい。

(真崎) この約款では第1条、第5条が重要なので、ここから始めたい。損保協会でこの約款を作った今村氏より説明させたい。

(今村) 放射性による被害を入れたほかは大体一般の損害保険と同様である。

(真崎) 長崎委員はWienの帰途にあるが今日出席出来ない。問題点をあげて説明したい。

(福田) 約款の審議に入る前に一つ政府の方針を伺いたい。それは保険金額をもつて責任の限度とするかどうかである。

(島村) 各国の立法例等よりみて原子炉置者に相当の責任をもたせると同時に或る程度限度以上は免責することが必要と思われるが、現在は規制法で賠償資力を強制させるがそれ以上の損害に対する責任は相変らず設置者の責任として残る。ただし将来は包括的な補償制度でその問題を解決したい。

(我妻) 現状ではまさにその通りだと思うが将来の問題はこの専門部会で大いに審議すべき問題だと思う。

(福田) しかし、国家補償がどうなるかの見通しによってわれわれのこの保険約款に対する考え方も大いに影響されてくる。

(金沢) というのは例えば免責条項についても国家補償がないと全く認められないということだと思うが……。

(長崎) その点については第二段階で、別立法のようなものでカバーして行くというように了解している。しかし現在は保険の引受能力にも限度があるので或る程度不十分なことがあるのはやむを得ない。

(島村) 政府としては当面は民営の保険で出来る限りはそれでcoverしてもらうという方針で、それでカバーできないものについては対策を考えて行かなくてはならない。

(我妻) それは設置者の考え方と保険業者の考え方とには大きな違いがあることを示している。

(真崎) 各国とも条約が出来ればそこで規定された金額を保険でまずカバーしそれで不足する場合は国家補償を考えるという行き方である。

(福田) そういった点について基本的な方針が決っていないと第3者が納得しない

に対して、科学技術庁原子力局から島村委員が、①原子炉等規制法改正では、保険金額をもつて〔原子力事業者の……小柳注〕責任の限度とするわけではない、②将来については、なお検討を要すると述べた（「（島村）各国の立法例等よりみて原子炉設置者に相当の責任をもたせると同時に或る程度限度以上は免責することが必要と思われるが、現在は規制法で賠償資力を強制させるがそれ以上の損害に対する責任は相変わらず設置者の責任として残る。ただし将来は包括的な補償措置でその問題を解決したい。」、「（島村）政府としては当面は民

と思うが……。

（鈴木）しかし、民間が出来るだけもつということではないと結局は第三者が税金で負担する国家補償が大きくなる。そこで当然そのように大きな負担を必要とする原子力産業を育成すべきでないという意見も出てくる。

（竹内）国家補償についてはいくつかの方法が考えられ、あらかじめowner operatorの責任を免除する方法や補償額を後で補填する方法等があげられる。

（鈴木）いずれにせよ保険でできる限りは保険でカバーすることになる。

（福田）私のいいたいのはただ民間考える範囲で考えるのではなくて國の強力な指導がなされてもよいのではないか。

（島村）従来若干民間の意向を尊重するような発言が多かったとも思われるが決して国家補償を軽視しているわけではなく、この専門部会はまさしくその点をつめるために設置されたものである。なお保険金額についても大蔵省と打合せて決めて行きたい。

（星野）ただその場合進め方が論理的には逆である。また保険自体が公益的なものではないので当然そこには限度が出てくることは明らかだ。

（真崎）保険会社の資産のうち原子力保険に割きうる限度は年利廻5%と考えて現在15億円という数字が考えられている。もちろん一部には原子炉の設置の許可をした国に責任があるという意見もあり、国際的にも問題とされている。

（金沢）全体の考え方の一つとして保険を考えて行かなくては判断ができないという事は判るが、作業としては当面保険をとりあげたらよい。

（有沢）福田委員の考えは全体の補償制度を考えて、そのうちで保険で持ちうる点を考えることではないか。

（福田）われわれとしてはすべてを國家へ責任をもつて行こうというのではない。

（我妻）以上で大体保険約款を見て行く場合の考え方が明らかになったと思う。」

営の保険で出来る限りはそれでcoverしてもらうという方針でそれでカバーできないものについては対策を考えて行かなくてはならない。」)。

これに関連して、我妻博士が、この専門部会は国家補償を取り上げていくことを述べた（「(我妻) 現状ではまさにその通りだと思うが将来の問題はこの専門部会で大いに審議すべき問題だと思う。」）。これについては、一方では、そのような措置が原子炉周辺住民のために、必要ではないかとの議論があったとともに（「(福田) そういう点について基本的な方針が決つていないと第3者が納得しないと思うが……。」），そのような国家補償を必要とすると財政負担の問題が生じ、それは政治的に問題になりかねないという議論があった（「(鈴木) しかし、民間が出来るだけもつということないと結局は第三者が税金で負担する国家補償が大きくなる。そこで当然そのように大きな負担を必要とする原子力産業を育成すべきでないという意見も出てくる。」）。

さらに、星野委員から、保険をまず固めて次に国家補償を論ずるというのは、小さな点から大きな点に議論が及ぶということで議論の筋が逆であるという指摘があった（「(星野) ただその場合進め方が論理的には逆である。また保険自体が公益的なものではないので当然そこには限度が出てくることは明らかだ。」）。

(真崎) 保険会社の資産のうち原子力保険に割きうる限度は年利廻5%と考えて現在15億円という数字が考えられている。もちろん一部には原子炉の設置の許可をした国家に責任があるという意見もあり、国際的にも問題とされている。」)。

原子力事業者として福田委員（原電）は、「(福田) われわれとしてはすべてを国家へ責任をもって行こうというのではない」と論じ、一定の留保をしたが、「(有沢) 福田委員の考えは全体の補償制度を考えて、そのうちで保険で持ちうる点を考えることではないか。」という発言もあり、結局、我妻博士が、「(我妻) 以上で大体保険約款を見て行く場合の考え方が明らかになつたと思う。」と引き取って終わった。ここでは、問題提起があつただけにとどまる。本格的な議論は、後に、大蔵省主計局の参加を待つてからになる¹¹⁵⁾。

115) 具体的には、第14回（9月17日）以降になる。

エ. 地震と保険

地震と保険について、この時点では詳細な議論が行われた。

保険会社側の委員は、原子力保険は、地震による被害を担保しないという説明を繰り返した。その理由は、①従来からの扱いである（「（真崎）地震による火災は火災保険の対象とならない」というのが従来の考え方であったが関東大震災の際に国家の融資で見舞金を出した。東海村の場合もShut down systemがこわれている場合には地震の際には事故が起る可能性がある。」）。②原子力保険が地震をカバーする場合には海外再保険が困難になる（「（鈴木）それは再保険に出せるかどうかという事とも関連するが、果たしてどこまで引受てもらえるかどうかをもっとつめる必要がある。」）。

これに対して、原子力保険は地震をもカバーすべきであるという議論がとりわけ原電側から登場した。その理由は、原子力保険が地震をカバーしないというのでは、保険の意味が相当になくなってしまうことにある（「（福田）いずれにせよ保険の範囲から地震が抜けるということは保険の意味 자체がなくなってしまうのではないかと思う。」）。

そこで、保険がある程度の基準までの地震をカバーすべきであるという議論が登場した。その理由は、原子炉が一定の耐震性を備えていることにある（「（鈴木）地震についてもある基準をもうけて、それ以下ならば当然安全なのだから保険の対象としてもよいのではないかと思う。」、「（鈴木）火災保険で地震を除外しているという考えを原子力までもって來るのがよいかどうかが問題で、原子炉はかなりの耐震性をもっているのでかなりの部分地震を保険してもよいのではないかと思う。」）。

これに対して、保険会社側は、地震関連はすべて除外すべきであると論じた。その理由は、基準設定自体が難しいことであった（「（杉村）それは地震を原因とする限り保険の対象とはならない。基準を設けるといつても地震計の位置、状況等できわめて深刻な問題となる。」）。また、一定程度の地震までを保険がカバーする場合には、その基準以上の地震が起こったときについて議論があった。基準以上の地震が起こったときは、そもそも原子力事業者の賠償責任がなくなるという議論が登場したが、そうなると、第三者への救済がなくなることにな

り、原賠法の趣旨の一つである第三者を安心させる機能が不十分になる（「（島村）しかしその基準以上はるかに〔地震が……小柳注〕大きいものであれば不可抗力という事で責任はなくなるのではないか。〔現在の原賠法3条ただし書の「異常に巨大な天災地変」に相当する大地震の場合には不可抗力になり、設置業者は免責されるという趣旨だと考えられる。……小柳注〕、（我妻）しかしそうなった場合第三者はどうなるのか。全く考えられていない。」）。

我妻博士は、「（我妻）日本では或る程度以下の地震については保険でもつべきで、再保険の点もその線によって解決に努力するというのがここでの結論とみられる。」と議論をまとめたが、再保険の問題が残されていた以上、これでそのまま立法に進めるわけではなかった。

そこで、科学技術庁原子力局側から、一定の範囲の地震まで保険がカバーすべきであるが、料率の問題、再保険の問題などがあり、それは原子炉等規制法改正について考慮すべき問題ではなく、将来の問題とすべきであるという議論が登場した（「（佐々木）地震の点で問題になるのは、料率の点と、再保険の点と思うが、英國では十分耐震性をもつものとして輸出するので、交渉如何では保険で地震をもつとも考えられるが……もちろん保険会社の自主性を損ってまで強制しないが……包括的な補償制度の場合と当面の原子力保険の場合は区別して考えるべきだ。」）。これは、議論の先送りにつながる説明である¹¹⁶⁾。

116) 「（竹内）保険の技術的な問題はたしかに保険会社の判断に任せることになろうが、引受の条件等についてはわれわれとして要望することは出来る。

（真崎）たしかに地震の問題などは或る範囲内で保険がカバーすべきだという意見もある。

（鈴木）それは再保険に出せるかどうかという事とも関連するが、果たしてどこまで引受けもらえるかどうかをもっとつめる必要がある。

（福田）いずれにせよ保険の範囲から地震が抜けるということは保険の意味 자체がなくなってしまうのではないかと思う。

（鈴木）地震についてもある基準をもうけて、それ以下ならば当然安全なのだから保険の対象としてもよいのではないかと思う。

（島村）どんな小さい地震でも保険をもたないという事か。

(真崎) 地震による火災は火災保険の対象とならないというのが従来の考え方であったが関東大震災の際に国家の融資で見舞金を出した。東海村の場合もShut down systemがこわれている場合には地震の際には事故が起る可能性がある。

(金沢) この約款にある「直接間接を問わず」というのは。

(島村) 他の故障との関連はどうか。

(杉村) それは地震を原因とする限り保険の対象とはならない。基準を設けるといつても地震計の位置、状況等できわめて深刻な問題となる。

(真崎) ただ保険業界で考えている妥協策としては将来特約で地震をもつということで何らかの解決が得られると思うが……。

(福田) 地震を免責にするという事ではなく、安全基準以上のものでなければownerが責任をもつべきだと思う。

(鳥村) しかしその基準以上はるかに〔地震が……小柳注〕大きいものであれば不可抗力という事で責任はなくなるのではないか。〔現在の原賠法3条ただし書の「異常に巨大な天災地変」に相当する大地震の場合には不可抗力になり、設置業者は免責されるという趣旨だと考えられる。……小柳注〕

(我妻) しかしそうなった場合第三者はどうなるのか。全く考えられていない。

(加倉) 現行民法で十分かどうかは別として、地震によって責任が負わされる場合には保険でもつべきではないかと思う。すでに第一条で法律上の責任という事がカバーすべきで、第5条で免責にするというのは必要ないと思う。

(鈴木) しかしそれではどこまでもつのか事前に判らないので、保険会社としては採算の見通しが立てられないと思うが……。

(金沢) 法律上の責任の範囲についての判断は裁判所に任せるとすると5条はほとんどいらなくなる。

(長崎) 米国では保険会社の規模が大きいにかかわらず、洪水については全くもつておらず、地震についても慎重に取扱っている。ただし地震を原因とする火災については日本と違って保険でもっている。

(我妻) 日本では或る程度以下の地震については保険でもつべきで、再保険の点もその線によって解決に努力するというのがここでの結論とみられる。

(鈴木) 火災保険で地震を除外しているという考えを原子力までもって來るのがよいかどうかが問題で、原子炉はかなりの耐震性をもっているのでかなりの部分地震を保険してもよいのではないかと思う。

オ. 累積による被害

原子力保険は、偶然の事故を対象としていた。そこで、緩慢な放射能の累積で周辺住民等に影響を与えた場合について、保険の対象と予定していなかった。この点について、金沢教授が、「(金沢) 偶然の事故ということの内容は、occurrenceということかどうか、OEECではany occurrenceという中に累積の結果事故になるという事も含まれているかどうか。この問題は規制法の損害賠償の規定には偶然の事故ということかどうか。」と問題を提起した¹¹⁷⁾。

(杉村) それには料率の問題もあるが、責任保険で地震をもつことを普通約款の中に入れるということは火災保険と均衡を失するので、特約にする等少し考慮させて頂きたい。

(佐々木) 地震の点で問題になるのは、料率の点と、再保険の点と思うが、英国では十分耐震性をもつものとして輸出するので、交渉如何では保険で地震をもつことも考えられるが……もちろん保険会社の自主性を損ってまで強制しないが……包括的な補償制度の場合と当面の原子力保険の場合は区別して考えるべきだ。」

117) 「(金沢) 偶然の事故ということの内容は、occurrenceということかどうか、OEECではany occurrenceという中に累積の結果事故になるという事も含まれているかどうか。この問題は規制法の損害賠償の規定には偶然の事故ということかどうか。」

(島村) そのようには規制法では規定いない。しかし核的災害ということなので、Back groundの上昇^(ママ)ということが含まれるかどうかには問題がある。

(阿部) Back Groundの上昇によるものを免責されると設置者としては困る。claimの出るのはこれによるものが多い。

(真崎) 緩慢な累積の点はoccurrenceという事で、事故があったために許容量を越えたということであれば保険の対象となるが、日常の運転だけで放射能が累積する場合には対象としない。これが問題になるのは農作物の不作、漁獲の現象、等についてでこれらについては保険でもたないが、逆転層のようなもので累積が起った場合はどうするか問題である。

(金沢) OEECの草案ではなるべく広くもたせるようにしているが……。

(真崎) その場合common liabilityという考え方で、2以上の施設による放出物による事故が複合する場合の限度を区切っていこうとしている。これはとくに河の利用と関連して問題になっている。

これについて、緩慢な累積による災害も原子力保険がカバーしないのでは事業者にとって不都合であるという議論があった（「(阿部)Back Groundの上昇によるものを免責されると設置者としては困る。claimの出るのはこれによるものが多い」）。これに対して、保険側は、保険は、事故による蓄積を対象とするのであり、緩慢な蓄積は対象外であると説明をした（「(真崎) 緩慢な累積の点はoccurrenceという事で、事故があったために許容量を越えたということであれば保険の対象となるが、日常の運転だけで放射能が累積する場合には対象としない。これが問題になるのは農作物の不作、漁獲の現象、等についてでこれらについては保険でもたないが、逆転層のようなもので累積が起った場合はどうするか問題である。」）。

ここで問題になったのは、「逆転層」による放射能の蓄積である。これについては、当時次のような報道があった。「東海村 気象にも難点 1958年3月31日、朝日新聞1面に特報記事が載った。日本原子力研究所が東海村や日立市で行った気象調査の結果、上空200メートル付近に気温の逆転層がある、との内容だった。逆転層は、高度が高いのに逆に気温が上がっている状態。これが大気の天井のような役割を果たし、発電炉の煙突から出る放射性物質のアルゴン41の拡散を妨げ、地元のみが放射能に汚染される恐れがある——。そう記事は伝えていた。この特ダネを書いたのは、水戸支局記者で、後に日本原子力発電会社に移り技術部長を務める今井隆吉（83）だった。東海村の立地条件に疑問を投げかけた報道に、原電副社長の一本松珠き（たま・き、きは王へんに幾）

(有沢) しかしnormal operationでそのような災害が起るとしたら問題だ。

(金沢) 操作の誤りということは例えば基準以上に放出があった事を意味するか？

(今村) その意味で書いてある。

(有沢) 逆転層のようなもので事故が起るとしたら許可基準を改めなくてはならない。

(我妻) 大変重要な問題が残っているので継続して審議しなくてはならないと思うので次回に引き続き審議したい。

(次回は3月19日午前10時より)

は頭を抱えた。日本学術会議が耐震性などを懸念する声明を出すなど、原電にとって「不穏な空気になろうとする動き」(「東海原子力発電所物語」)が出ていたからだ。」

これに関連して、逆転層で被害が出るのであれば、原子炉設置許可基準自体にも問題が及ぶという意見が原子力委員から出た(「(有沢)しかしnormal operationでそのような災害が起るしたら問題だ。」「(有沢)逆転層のようなもので事故が起るしたら許可基準を改めなくてはならない。」)。

結局、この点は、議論が終結しないまま第5回は終わった¹¹⁸⁾。

(続く)

118) 原子力災害補償専門部会審議の外側で、原子力委員会参与会でも意見が出されていた。原子力委員会月報第4巻第2号によると、昭和34年第1回原子力委員会参与会(1月22日)で、次のような議論があった。

「岡野参与：原子力災害補償の問題はどの程度進捗しているか。

佐々木局長：まず、民間に保険プールを作り既存の法律の範囲内で保険を引き受ける体制をとり、同時に炉の設置者には保険をかける義務を課す。これには規制法の改正を要する。次に、従来の保険の考え方では割り切れない問題がある。無過失補償主義の問題と保険の最高限をきめる問題である。これについては、保険法、国家補償法の制定を考える。このような段階になっている。

岡野参与：飛行機の事故は補償がメーカーにまで及んでくる。原子力事故の場合もどこまでを保険でカバーし、どのくらいから上の金額を国家がみるかということをきめておく必要がある。

有沢委員：製造業者と設置者との間で話しあって保険料の一部を製造業者が負担するということを考えればよい。

岡野参与：国家補償を考えないと保険料が非常に高くなってしまうのをしようとする気運を阻害することになる。

有沢委員：必ずしも、保険料が非常に高くなるわけではない。

中泉参与：災害補償の問題は事故のきめ手を技術的に相当固める必要がある。たとえば血液障害が起ったときに、それが放射線によって起ったものかどうかのきめ手は非常にむずかしい。

有沢委員：むずかしい問題なのでお医者さんに決めてもらわねばならないと考えている。

瀬藤参与：原子炉の安全審査には担当人員をさかねばならないと思うが。

佐々木局長：原子力局の定員が34年度には29名増えた。これを許認可事務および設備の検査にむける。定員が実際にとれる7月以降までの間は各省からも来て手伝っていただくなつつもりである。〔以下、原子力局の人員の問題になる。……小柳注〕」

原子力委員会参与会については、原子力委員会設置法施行令（昭和31年1月24日政令第4号）が、「第2条 原子力委員会に、参与15人以内を置き、会務に参与させる。2. 参与は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。3. 参与は、非常勤とする。」と定めていた。その後、原子力委員会設置法施行令の一部を改正する政令（昭和32年政令第160号）で参与の人数を25人に改め、同条第2項中「学識経験がある者」の下に「及び関係行政機関の職員」を加えた。

参与の任務について、昭和35年6月4日の第4回参与会において、「島村次長：参与の任務は原子力委員会設置法施行令第2条に示されている。『原子力委員会に、参与25人以内を置き、会務に参与させる。』となっており参与としての実際の仕事としては、1. 毎月1回会合を開き原子力委員会における審議事項等を報告し御意見を示していただく。2. 原子力委員会から個々に御意見を伺う。3. 専門委員とともに専門部会を構成してそれぞれ専門の事項を検討していただく。という3とおりがある。」との発言がある (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N07/196006V05N07.html>)。なお、この昭和35年6月4日は、我妻博士が、参与に任命されて初めて出席した会である。